

# 御宿町次世代育成支援行動計画

## 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月





# はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育のニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みを構築することが社会の役割となっています。

こうした中、町では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「御宿町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定するとともに、平成 22 年には「御宿町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、未来を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つために、町民・関係機関・行政など社会を構成するすべての人々が協働して、子どもたちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進してまいりました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成 24 年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成 27 年度から5年を1期とする「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後とも国や千葉県をはじめ、町民、地域、関係機関、企業・団体などとの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画実現に向けて着実な推進に努めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、御宿町子ども・子育て会議委員にご尽力いただき、多くの町民の皆様や関係機関、団体の方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成 27 年3月

御宿町長

石田義廣



## 目次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 計画策定の概要.....  | 1  |
| 1 計画策定の趣旨.....  | 1  |
| 2 計画の位置づけ.....  | 1  |
| (1) 法的位置づけ.....   | 1  |
| (2) 関連計画との関係.....   | 1  |
| 3 計画の期間.....  | 1  |
| 4 計画の策定体制.....  | 2  |
| 第2章 計画の基本的な考え方.....   | 3  |
| 第3章 御宿町の子ども・子育ての現状.....                                       | 4  |
| 1 人口と世帯数の推移.....  | 4  |
| 2 出産、結婚の推移.....   | 7  |
| 3 就労状況の推移.....  | 11 |
| 4 保育サービスの現状.....  | 14 |
| (1) 児童数の推移.....   | 14 |
| (2) 保育サービスの利用状況.....  | 15 |
| 第4章 次世代育成支援行動計画.....  | 17 |
| 1 基本方針.....   | 17 |
| 2 基本目標.....   | 18 |
| (1) 基本目標1 地域全体での子育て支援の推進.....                                 | 18 |
| (2) 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....                         | 18 |
| (3) 基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備.....                          | 19 |
| (4) 基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備.....                                | 19 |
| 3 施策目標ごとの事業.....  | 21 |
| (1) 地域全体での子育て支援の推進.....                                       | 21 |
| (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....                               | 24 |
| (3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備.....                                | 25 |
| (4) 子育てにやさしい生活環境の整備.....                                      | 27 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画.....  | 28 |
| 1 教育・保育の提供区域.....   | 28 |
| 2 児童の推計人口.....  | 28 |
| 3 幼児期の学校教育・保育.....  | 29 |
| (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....                                    | 29 |
| (2) 提供体制の確保.....  | 29 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業.....  | 30 |
| (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）.....                                   | 33 |
| (2) 時間外保育事業（延長保育事業）.....                                      | 33 |
| (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....                                | 34 |
| (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）.....                         | 35 |
| (5) 乳児家庭全戸訪問事業.....   | 36 |
| (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資<br>する事業..... | 36 |

|  |    |
|--|----|
| (7) 地域子育て支援拠点事業.....                                 | 38 |
| (8) 一時預かり事業.....                                     | 38 |
| (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）.....                          | 40 |
| (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....             | 40 |
| (11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）.....                    | 41 |
| 5  子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....        | 42 |
| 6  その他の事項.....                                       | 42 |
| (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または地域保育事業の円滑な利用の確保..... | 42 |
| (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携.....           | 42 |
| (3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....       | 42 |
| 7  幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....                | 42 |
| 第6章 計画の推進.....                                       | 43 |
| 1  計画の推進体制.....                                      | 43 |
| 2  進捗状況の管理.....                                      | 43 |
| 資料.....  | 44 |
| 1  アンケート調査結果の概要.....                                 | 44 |
| 2  就学前児童調査結果.....                                    | 44 |
| 3  小学生調査結果.....                                      | 50 |
| 4  御宿町子ども・子育て会議条例.....                               | 55 |
| 5  御宿町子ども・子育て会議委員名簿.....                             | 57 |

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。」

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートします。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

御宿町では、平成17年に「御宿町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年に「後期計画」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図ってきましたが、行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、引き続き行動計画の継続を図ることとしました。継続した行動計画の作成指針においては、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」が追加されました。「御宿町次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という）」では後期計画の理念を継続し、さらに5年間の計画を策定します。また、「子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という）」は、子ども・子育て支援の取り組みを一層推進するために策定するものです。この支援事業計画では、保育需要を把握し、教育・保育施設等の整備計画を策定します。

行動計画と支援事業計画とを一体化した上で、パブリックコメントを実施し、「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### （1）法的位置づけ

支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠に同法第77条第1項で設置している「御宿町子ども・子育て会議（以下「会議」という）」で委員の意見を聴取して策定します。

### （2）関連計画との関係

計画は、第4次御宿町総合計画の部門別計画であり、御宿町の関連する御宿町第4期障害福祉計画等の諸計画との整合性を保ちながら策定しています。

## 3 計画の期間

計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）までの5年間を一期として策定します。なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、各年度ごとに点検・評価をしていきます。

## 4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「御宿町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、御宿町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。

### 子ども・子育て支援の意義に関する事項

－「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」から一部抜粋－

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

## 第2章 計画の基本的な考え方

計画は、「第4次御宿町総合計画」及び「御宿町次世代育成支援後期行動計画」、各種関連計画を踏まえ、策定しました。

### 計画の基本理念

#### やさしい眼差しの中で しなやかな子どもが育つまち・おんじゅく

本町では、まちづくりの基本理念に『笑顔と夢が膨らむまち ～ともに支え合う挑戦と再生』を掲げています。この基本理念を実現するための次代の担い手づくりのために、「地域で支え合う子育て・福祉と教育のまちづくり」という目標を掲げています。

本計画でも、このまちづくりの基本理念を実現するために、やさしいまちに住む住民のやさしい眼差しの中で、心豊かに地域を誇り、次代を担う子どもの育成を目指していきます。そのため、『やさしい眼差しの中で しなやかな子どもが育つまち・おんじゅく』を基本理念に掲げ、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指します。

上記内容を踏まえ、御宿町のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、計画を推進する上での基本理念を「やさしい眼差しの中で しなやかな子どもが育つまち・おんじゅく」と設定します。

※しなやかな：自分の可能性を信じて、家庭・学校・地域等その子を取り巻く何事からも学び、吸収する力のある子

### <第4次御宿町総合計画>（参考）

#### 1 施策

#### 4. 育み支え合うちから

児童福祉

（取り組む施策）

##### ① 放課後児童クラブの充実に努めます

■ 保護者が就労等により、日中家庭にいない小学校1年～3年生までの児童に対する安全確保と、遊びを通しての健全育成や子育て支援を行っています。今後もより良い施設づくりに努めるとともに、発達の遅れがある児童への支援も検討します。

##### ①-2 子育て相談窓口を設置します

■ 子育てに関する不安を抱える方が気軽に相談できる相談窓口を児童館に設置します。

##### ①-3 一時保育の充実と適正運営に努めます

■ 町内在住の生後10か月以上で就学前の健康な乳幼児を対象として一時保育を実施します。保護者の就労だけでなく、急な疾病や定期的な通院などのほか、保護者のリフレッシュにも利用できます。今後も保育所入所の適正化と一時保育の充実を図ります。

##### ② （仮称）保育所施設等建設委員会の設置及び児童館等の統廃合検討を進めます

■ 老朽化により補修を必要とする保育所について、保護者等に対する調査や施設等の建設・移転・統廃合を含め委員会を設置し、検討を進めます。また、岩和田児童館の統廃合についても、地域や利用者の意見を踏まえ検討し、前期基本計画の中で早期に安心安全な場所に移転設置します。

# 第3章 御宿町の子ども・子育ての現状

## 1 人口と世帯数の推移

### ① 総人口と年少人口の推移

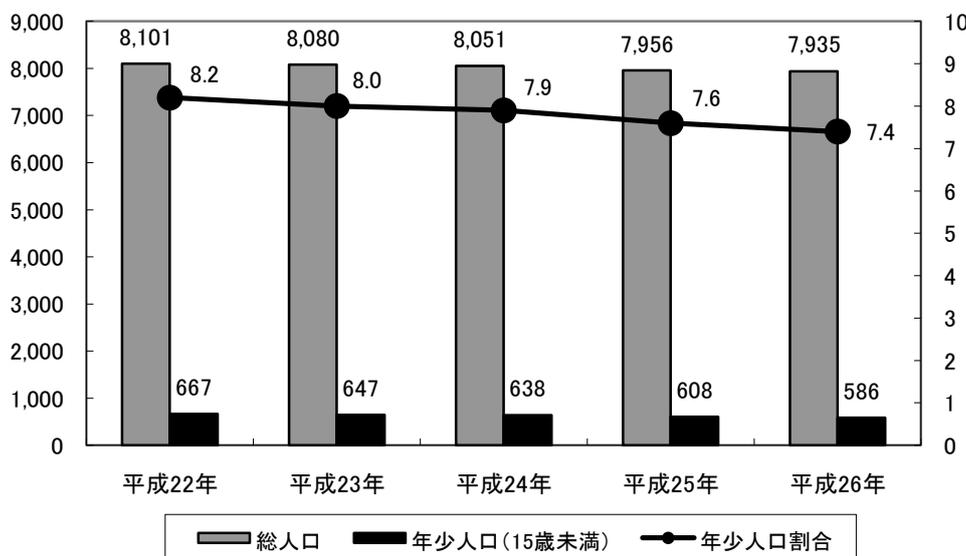
御宿町の人口は、平成26年4月1日現在で、7,935人となっており、平成22年から緩やかな減少傾向にあります。年少人口（15歳未満）は、平成26年で586人、年少人口割合は7.4%となり、平成22年から減少傾向となっています。

図表1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

|             | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口         | 8,101 | 8,080 | 8,051 | 7,956 | 7,935 |
| 年少人口（15歳未満） | 667   | 647   | 638   | 608   | 586   |
| 年少人口割合      | 8.2   | 8.0   | 7.9   | 7.6   | 7.4   |

資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）



### ② 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

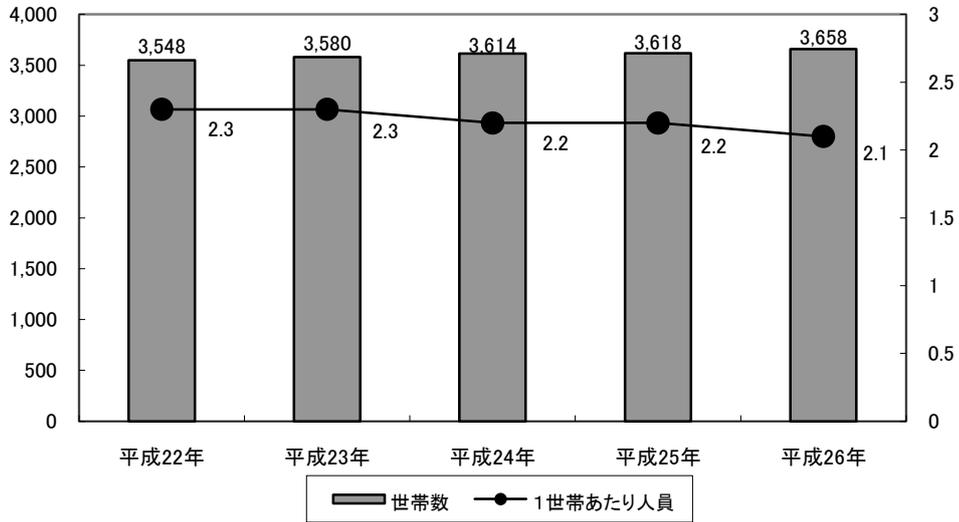
世帯数は、平成22年から増加傾向にあり、平成26年4月1日現在3,658世帯となっており、平成22年から110世帯の増加となっています。一方で、総人口は減少傾向にあることから、1世帯あたり人員は減少傾向となっており、平成26年では2.1人で、核家族化が進行していることがわかります。

図表2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

|          | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口      | 8,101 | 8,080 | 8,051 | 7,956 | 7,935 |
| 世帯数      | 3,548 | 3,580 | 3,614 | 3,618 | 3,658 |
| 1世帯あたり人員 | 2.3   | 2.3   | 2.2   | 2.2   | 2.1   |

資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）



### ③ 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

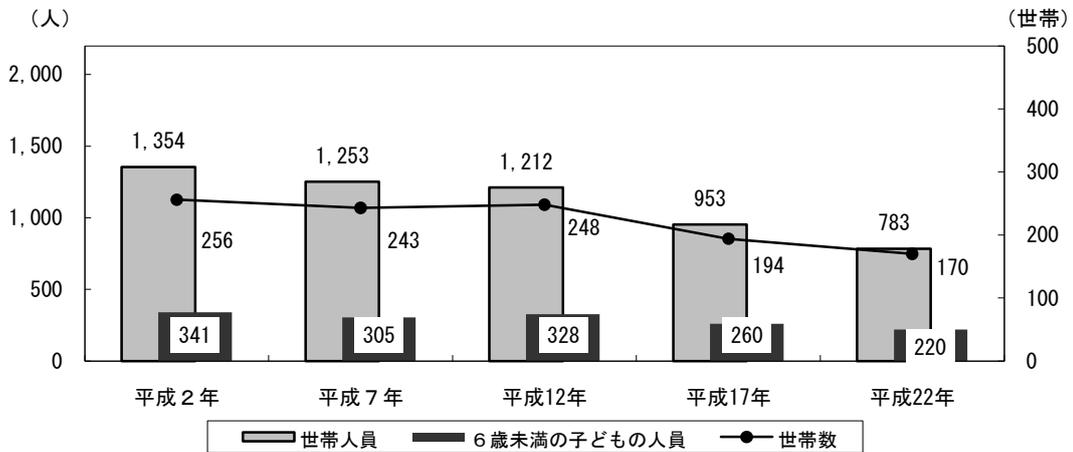
国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯は平成22年現在170世帯で、世帯人員は783人となっています。また、6歳未満の子どもの人員は220人となっています。

図表3 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

単位：人、世帯

|             | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯人員        | 1,354 | 1,253 | 1,212 | 953   | 783   |
| 6歳未満の子どもの人員 | 341   | 305   | 328   | 260   | 220   |
| 世帯数         | 256   | 243   | 248   | 194   | 170   |

資料：国勢調査



### ④ 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

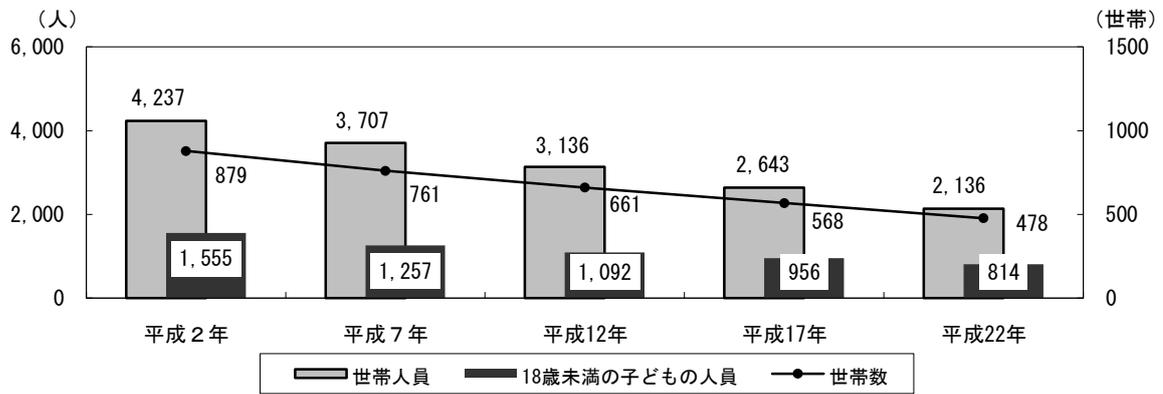
国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯は平成22年現在478世帯で、世帯人員は2,136人、1世帯あたり4.5人となっています。また、18歳未満の子どもの人員は814人となっています。

図表4 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

単位：人、世帯

|              | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯人員         | 4,237 | 3,707 | 3,136 | 2,643 | 2,136 |
| 18歳未満の子どもの人員 | 1,555 | 1,257 | 1,092 | 956   | 814   |
| 世帯数          | 879   | 761   | 661   | 568   | 478   |

資料：国勢調査



### ⑤ 母子世帯の推移

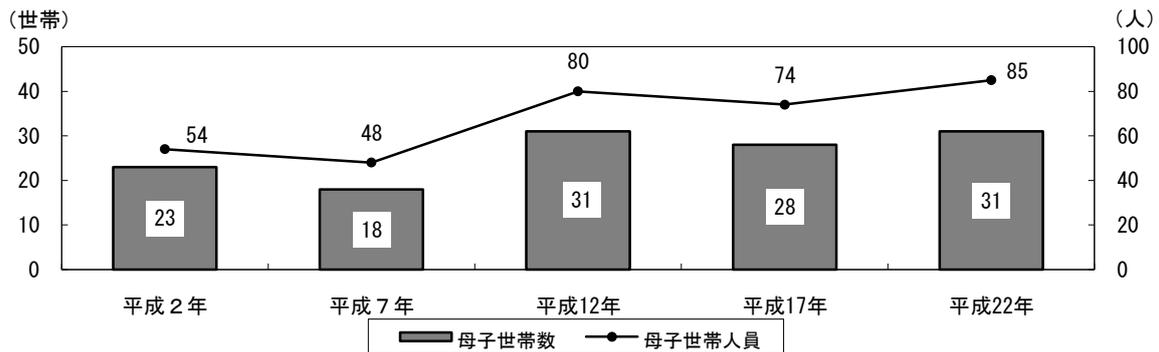
国勢調査によると、母子世帯数は平成7年以降増加しており、平成22年には、31世帯となっています。また、母子世帯人員は平成22年現在、85人で1世帯あたり2.7人となっています。

図表5 母子世帯の推移

単位：世帯、人

|          | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|----------|------|------|-------|-------|-------|
| 母子世帯数    | 23   | 18   | 31    | 28    | 31    |
| 母子世帯人員   | 54   | 48   | 80    | 74    | 85    |
| 1世帯あたり人員 | 2.3  | 2.7  | 2.6   | 2.6   | 2.7   |

資料：国勢調査



### ⑥ 父子世帯の推移

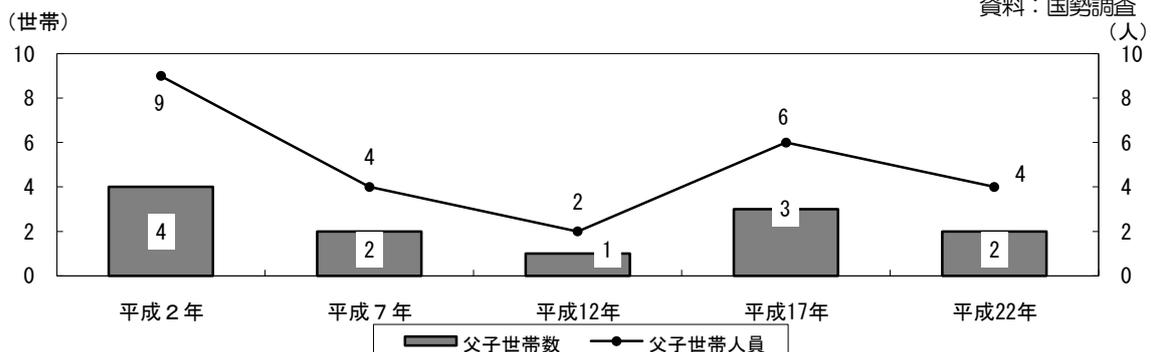
国勢調査によると、父子世帯数は平成22年現在、2世帯で世帯人員は4人となっており、1世帯あたり2.0人となっています。

図表6 父子世帯の推移

単位：世帯、人

|          | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|----------|------|------|-------|-------|-------|
| 父子世帯数    | 4    | 2    | 1     | 3     | 2     |
| 父子世帯人員   | 9    | 4    | 2     | 6     | 4     |
| 1世帯あたり人員 | 2.3  | 2.0  | 2.0   | 2.0   | 2.0   |

資料：国勢調査



## 2 出産、結婚の推移

### ① 合計特殊出生率の推移

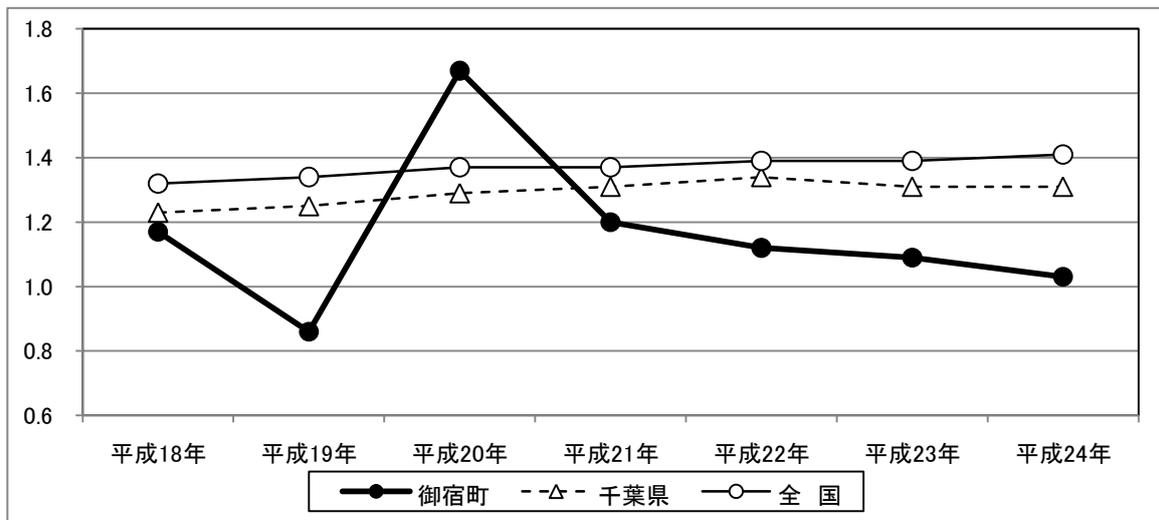
御宿町の合計特殊出生率の推移をみると、平成20年には1.67と大きく上昇しましたが、それ以降は減少傾向で推移しており、平成24年には1.03となっており、国・県よりも下回っています。

図表7 合計特殊出生率の推移

(15歳～49歳の女性人口千対)

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 御宿町 | 1.17  | 0.86  | 1.67  | 1.20  | 1.12  | 1.09  | 1.03  |
| 千葉県 | 1.23  | 1.25  | 1.29  | 1.31  | 1.34  | 1.31  | 1.31  |
| 全国  | 1.32  | 1.34  | 1.37  | 1.37  | 1.39  | 1.39  | 1.41  |

資料：千葉県衛生統計年報



### ② 出生数、出生率の推移

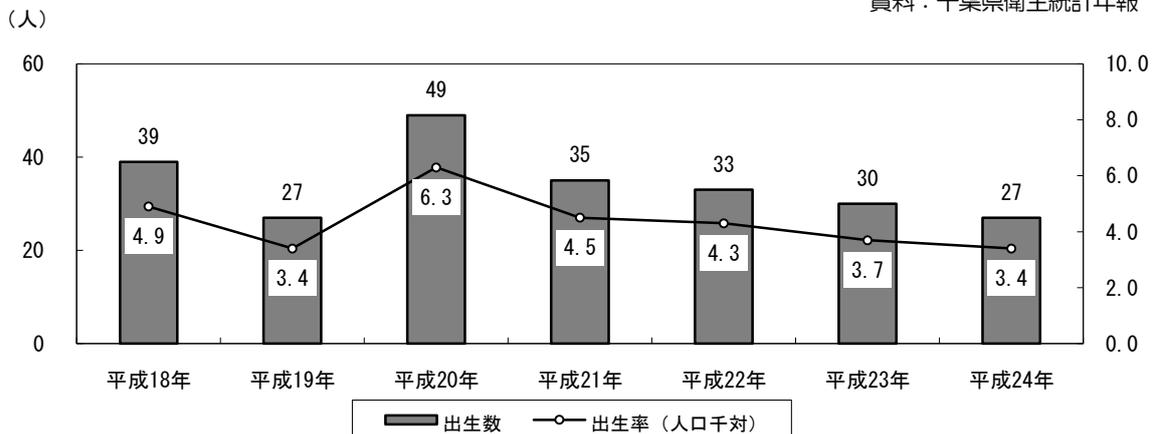
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移は、増減を繰り返しており、平成24年現在、出生数は27人、出生率は3.4となっています。

図表8 出生数、出生率の推移

単位：人

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 39    | 27    | 49    | 35    | 33    | 30    | 27    |
| 出生率 | 4.9   | 3.4   | 6.3   | 4.5   | 4.3   | 3.7   | 3.4   |

資料：千葉県衛生統計年報



### ③ 出生率の推移の比較

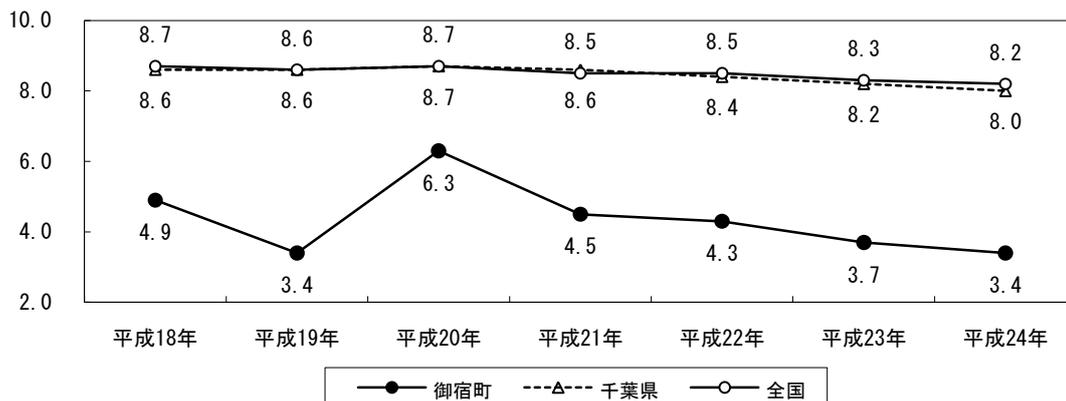
御宿町の出生率の推移は、平成20年に上昇し6.3となりましたが、平成24年に3.4まで減少傾向で推移しており、国及び県より大幅に下回っています。

図表9 出生率の推移（国、県、御宿町）

（人口千対）

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 御宿町 | 4.9   | 3.4   | 6.3   | 4.5   | 4.3   | 3.7   | 3.4   |
| 千葉県 | 8.6   | 8.6   | 8.7   | 8.6   | 8.4   | 8.2   | 8.0   |
| 全国  | 8.7   | 8.6   | 8.7   | 8.5   | 8.5   | 8.3   | 8.2   |

資料：千葉県衛生統計年報



### ④ 母の年齢階級別出生数の推移

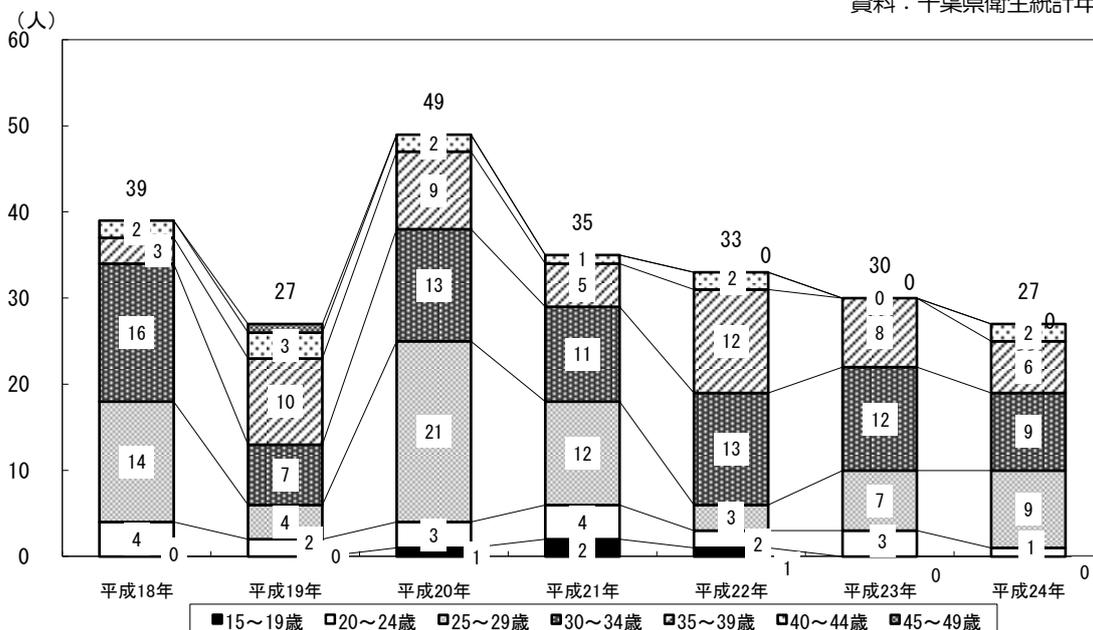
母の年齢階級別出生数は、7年間の平均で25～29歳及び30～34歳が最も多い出生層となつています。20～24歳の出生数が減少傾向にある一方で、35～39歳が増加傾向にあり、晩産化の傾向がうかがえます。

図表10 母の年齢階級別出生数の推移

単位：人

|        | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数     | 39    | 27    | 49    | 35    | 33    | 30    | 27    |
| 15～19歳 | 4     | 2     | 3     | 2     | 1     | -     | -     |
| 20～24歳 | 14    | 4     | 21    | 4     | 2     | 3     | 1     |
| 25～29歳 | 16    | 7     | 13    | 12    | 3     | 7     | 9     |
| 30～34歳 | 3     | 10    | 9     | 11    | 13    | 12    | 9     |
| 35～39歳 | 2     | 3     | 2     | 5     | 12    | 8     | 6     |
| 40～44歳 | 0     | 1     | 0     | 1     | 2     | -     | 2     |
| 45～49歳 | 0     | 0     | 1     | -     | -     | -     | -     |

資料：千葉県衛生統計年報



### ⑤ 未婚率の推移

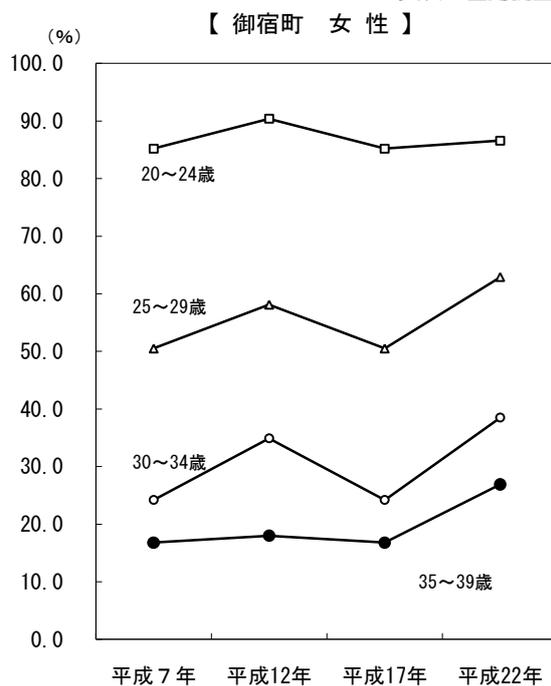
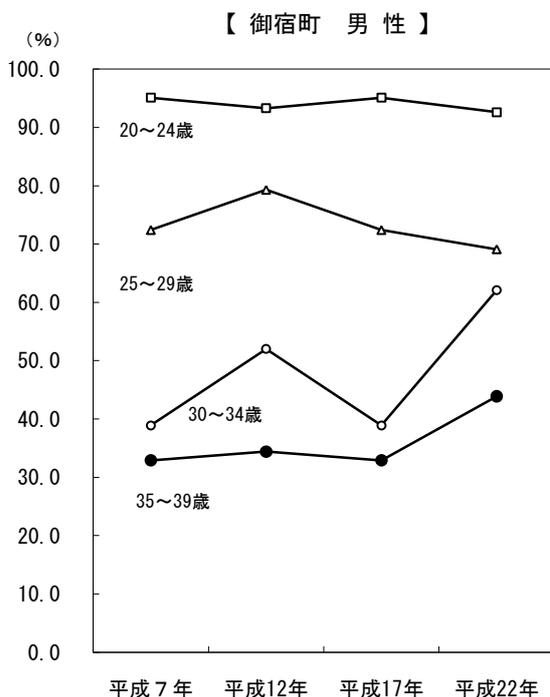
未婚率の推移をみると、各年齢層で未婚率が上昇傾向となっており、平成22年をみるとほとんどの年齢層で国や県を上回っています。平成7年と比較すると、30～34歳の未婚率が男性で23.2ポイント、女性で14.3ポイントと、男女ともに大幅に上昇しており、晩婚化の傾向がうかがえます。

図表11 未婚率の推移

単位：％

|    |        | 御宿町   |       |       |       | 千葉県   | 全国    |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    |        | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 |
| 男性 | 15～19歳 | 99.4  | 99.3  | 99.4  | 100.0 | 98.8  | 99.0  |
|    | 20～24歳 | 95.1  | 93.3  | 95.1  | 92.6  | 92.9  | 91.4  |
|    | 25～29歳 | 72.4  | 79.3  | 72.4  | 69.1  | 71.2  | 69.2  |
|    | 30～34歳 | 38.9  | 52.0  | 38.9  | 62.1  | 47.6  | 46.0  |
|    | 35～39歳 | 32.9  | 34.4  | 32.9  | 43.9  | 36.2  | 34.8  |
|    | 40～44歳 | 25.9  | 29.3  | 25.9  | 34.3  | 28.4  | 28.0  |
| 女性 | 15～19歳 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 98.3  | 98.7  | 98.9  |
|    | 20～24歳 | 85.2  | 90.4  | 85.2  | 86.6  | 89.1  | 87.8  |
|    | 25～29歳 | 50.5  | 58.1  | 50.5  | 62.9  | 60.1  | 58.9  |
|    | 30～34歳 | 24.2  | 34.9  | 24.2  | 38.5  | 33.8  | 33.9  |
|    | 35～39歳 | 16.8  | 18.0  | 16.8  | 26.9  | 22.4  | 22.7  |
|    | 40～44歳 | 10.3  | 13.0  | 10.3  | 17.2  | 16.2  | 17.1  |

資料：国勢調査



## ⑥ 婚姻数、婚姻率の推移

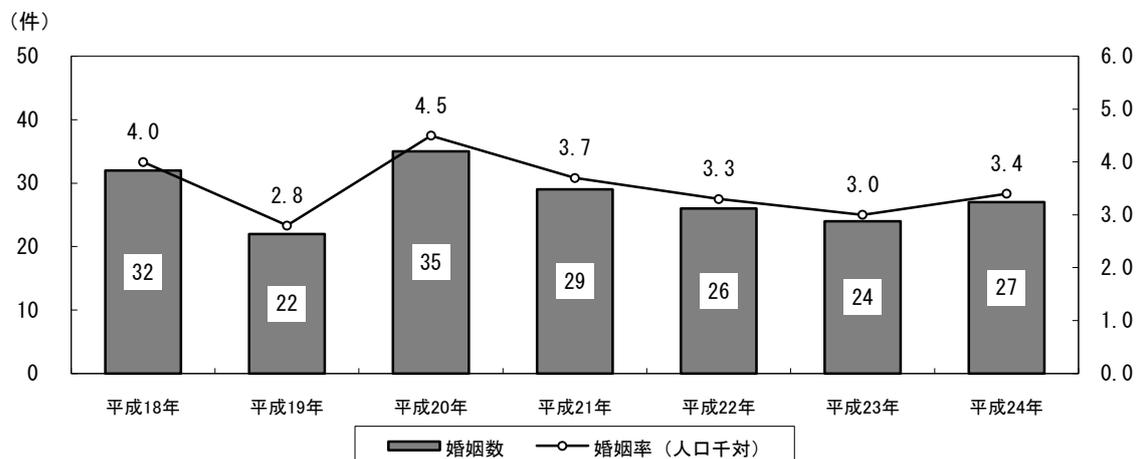
婚姻数はやや減少傾向にあり、平成24年では27件、婚姻率は3.4となっています。

図表12 婚姻数、婚姻率の推移

単位：件

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻数 | 32    | 22    | 35    | 29    | 26    | 24    | 27    |
| 婚姻率 | 4.0   | 2.8   | 4.5   | 3.7   | 3.3   | 3.0   | 3.4   |

資料：人口動態統計



## ⑦ 離婚数、離婚率の推移

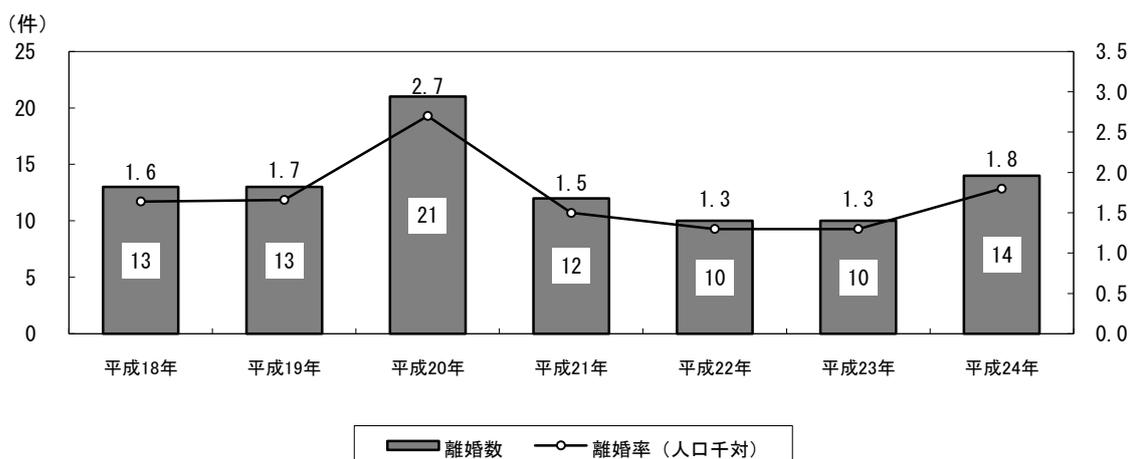
離婚数は平成20年を除き10～14件で毎年推移しており、平成24年では14件、離婚率は1.8となっています。

図表13 離婚数、離婚率の推移

単位：件

|     | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 離婚数 | 13    | 13    | 21    | 12    | 10    | 10    | 14    |
| 離婚率 | 1.6   | 1.7   | 2.7   | 1.5   | 1.3   | 1.3   | 1.8   |

資料：人口動態統計



### 3 就労状況の推移

#### ① 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

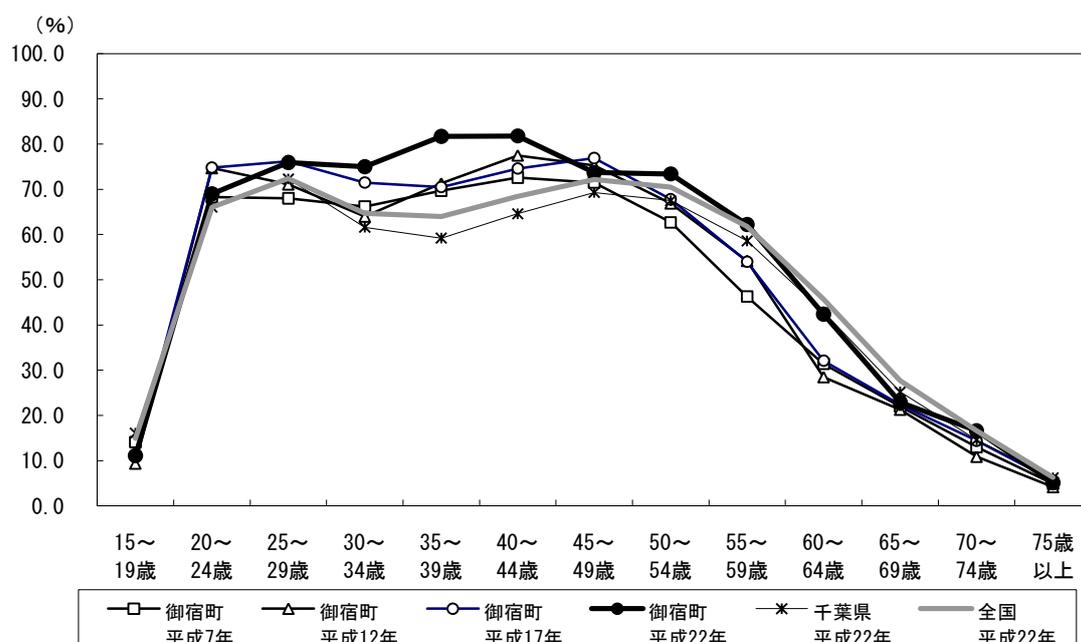
女性の労働力率は、全国や千葉県と同様のM字型の就労構造を示しています。一般に、結婚や出産を機に退職し、子どもがある程度大きくなってから再び仕事に就くという女性の就労構造を示しているといわれます。労働力率の推移をみると、平成7年から平成12年では30～34歳がM字の底となっていたのですが、平成17年と平成22年では35～39歳が底となっています。また、平成2年から12年では65%前後であったM字の底が、平成22年には75%まで上昇し、底が浅くなっている傾向がうかがえます。これは、晩婚化、晩産化の影響もありますが、仕事と子育てを両立している女性の割合が高くなっているともいえます。

図表14 年齢別労働力率の推移（女性）

単位：%

|        | 御宿町 女性 |       |       |       | 千葉県   | 全国    |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成7年   | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 |
| 15～19歳 | 14.1   | 9.4   | 11.2  | 11.1  | 16.1  | 14.9  |
| 20～24歳 | 68.3   | 74.7  | 74.8  | 69.0  | 66.1  | 66.0  |
| 25～29歳 | 68.0   | 71.1  | 76.2  | 75.9  | 72.3  | 72.4  |
| 30～34歳 | 66.2   | 64.0  | 71.5  | 75.0  | 61.6  | 64.7  |
| 35～39歳 | 69.7   | 71.3  | 70.5  | 81.7  | 59.2  | 64.0  |
| 40～44歳 | 72.6   | 77.5  | 74.6  | 81.8  | 64.6  | 68.4  |
| 45～49歳 | 71.5   | 75.3  | 76.9  | 73.7  | 69.3  | 72.2  |
| 50～54歳 | 62.7   | 66.9  | 67.8  | 73.4  | 67.5  | 70.5  |
| 55～59歳 | 46.3   | 54.2  | 54.0  | 62.2  | 58.6  | 61.8  |
| 60～64歳 | 31.4   | 28.5  | 32.1  | 42.4  | 42.9  | 45.7  |
| 65～69歳 | 22.0   | 21.3  | 22.4  | 22.9  | 25.2  | 27.7  |
| 70～74歳 | 13.0   | 10.9  | 14.4  | 16.6  | 14.6  | 16.6  |
| 75歳以上  | 4.9    | 4.2   | 5.6   | 5.1   | 6.2   | 6.3   |

資料：国勢調査



## ② 就業構造

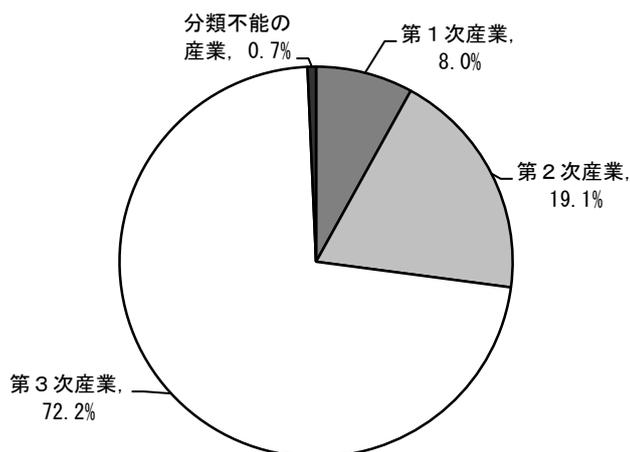
町内の就業構造は、第1次産業は8.0%と少数であり、第2次産業が19.1%、第3次産業が72.2%となっています。

図表15 就業構造

単位：人、%

| 産業                | 人     | %     |
|-------------------|-------|-------|
| 総数                | 3,119 | 100.0 |
| 第1次産業             | 251   | 8.0   |
| 農業                | 142   | 4.5   |
| 林業                | —     | —     |
| 漁業                | 109   | 3.5   |
| 第2次産業             | 596   | 19.1  |
| 鉱業                | —     | —     |
| 建設業               | 285   | 9.1   |
| 製造業               | 311   | 10.0  |
| 第3次産業             | 2,251 | 72.2  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 12    | 0.4   |
| 情報通信業             | 32    | 1.0   |
| 運輸業               | 135   | 4.3   |
| 卸売・小売業            | 506   | 16.2  |
| 金融・保険業            | 48    | 1.6   |
| 不動産業              | 59    | 1.9   |
| 飲食店、宿泊業           | 348   | 11.2  |
| 医療、福祉             | 354   | 11.3  |
| 教育、学習支援業          | 127   | 4.1   |
| 複合サービス事業          | 38    | 1.2   |
| サービス業（他に分類されないもの） | 455   | 14.6  |
| 公務（他に分類されないもの）    | 137   | 4.4   |
| 分類不能の産業           | 21    | 0.7   |

資料：平成22年国勢調査



### ③ 常住地による就業者数

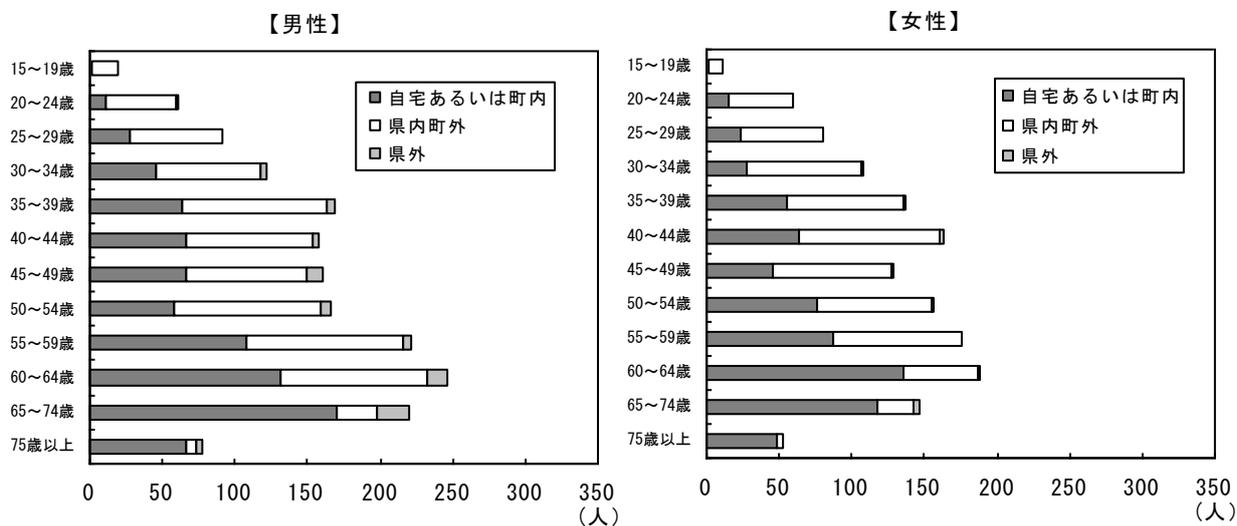
男女別、年齢別の就業場所をみると、男性では「県内町外」が54歳までは「自宅あるいは町内」を上回っていますが、55～59歳を境に、「自宅あるいは町内」が多くなっています。女性でも同様の傾向が見られ、男性、女性ともに年齢が上がるにつれて自宅あるいは町内で就業する人が多くなっていることがわかります。子育て世代の25～49歳をみると、男性・女性ともに半数以上が町外で就業していることがわかります。

図表16 常住地による就業者数

単位：人

|        | 男性    |                  |          |    | 女性    |                  |          |    |
|--------|-------|------------------|----------|----|-------|------------------|----------|----|
|        | 総数    | 自宅<br>あるいは<br>町内 | 県内<br>町外 | 県外 | 総数    | 自宅<br>あるいは<br>町内 | 県内<br>町外 | 県外 |
| 総数     | 1,713 | 815              | 820      | 78 | 1,406 | 695              | 698      | 13 |
| 15～19歳 | 20    | 2                | 18       | —  | 11    | 1                | 10       | —  |
| 20～24歳 | 61    | 11               | 49       | 1  | 60    | 15               | 44       | 1  |
| 25～29歳 | 91    | 27               | 64       | —  | 80    | 24               | 56       | —  |
| 30～34歳 | 122   | 46               | 72       | 4  | 108   | 27               | 80       | 1  |
| 35～39歳 | 169   | 63               | 100      | 6  | 137   | 55               | 81       | 1  |
| 40～44歳 | 158   | 67               | 87       | 4  | 163   | 63               | 98       | 2  |
| 45～49歳 | 160   | 66               | 84       | 10 | 128   | 46               | 81       | 1  |
| 50～54歳 | 166   | 58               | 101      | 7  | 157   | 76               | 79       | 2  |
| 55～59歳 | 222   | 108              | 108      | 6  | 175   | 87               | 88       | —  |
| 60～64歳 | 246   | 131              | 101      | 14 | 188   | 135              | 52       | 1  |
| 65～74歳 | 220   | 170              | 28       | 22 | 146   | 117              | 25       | 4  |
| 75歳以上  | 78    | 66               | 8        | 4  | 53    | 49               | 4        | —  |

資料：平成22年国勢調査



## 4 保育サービスの現状

### (1) 児童数の推移

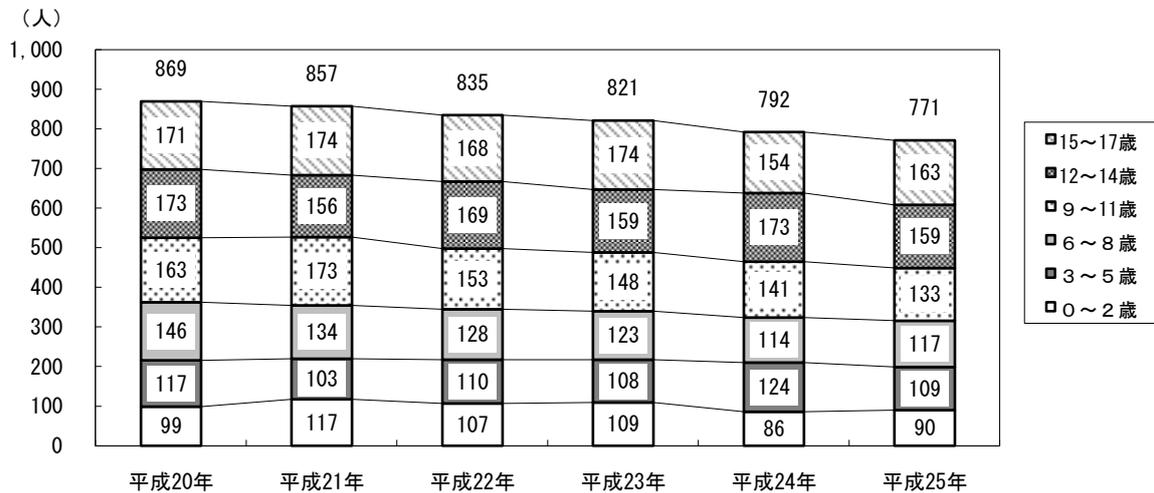
児童数の推移をみると、平成20年から平成25年まで児童人口は、減少傾向にあります。平成25年の児童数の合計は771人となっています。

図表17 児童数の推移

単位：人

|        | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～2歳   | 99    | 117   | 107   | 109   | 86    | 90    |
| 3～5歳   | 117   | 103   | 110   | 108   | 124   | 109   |
| 6～8歳   | 146   | 134   | 128   | 123   | 114   | 117   |
| 9～11歳  | 163   | 173   | 153   | 148   | 141   | 133   |
| 12～14歳 | 173   | 156   | 169   | 159   | 173   | 159   |
| 15～17歳 | 171   | 174   | 168   | 174   | 154   | 163   |
| 合計     | 869   | 857   | 835   | 821   | 792   | 771   |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



## (2) 保育サービスの利用状況

### ① 保育所

御宿町には公立保育所が2か所あり、保育時間は以下のとおりです。

図表18 保育所一覧

| 区分     | 通常保育                           |                        | 特別保育      |           |          |
|--------|--------------------------------|------------------------|-----------|-----------|----------|
|        | 平日<br>(時間外保育)                  | 土曜<br>(時間外保育)          | 低年齢<br>保育 | 障害児<br>保育 | 一時<br>保育 |
| 岩和田保育所 | 7:30~19:00<br>(8:00以前/15:30以降) | 7:30~11:30<br>(8:00以前) | ○         | ○         | ○        |
| 御宿保育所  | 7:30~19:00<br>(8:00以前/15:30以降) | 7:30~11:30<br>(8:00以前) | ×         | ○         | ○        |

保育所の利用状況は減少傾向にあり、平成25年度の保育所の利用者は131人となっています。  
※待機児童はありません。

図表19 保育所の利用状況

| 区分       | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所数(か所) | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 定員(人)    | 240   | 240   | 240   | 240   | 240   |
| 入所者数(人)  | 131   | 135   | 134   | 122   | 131   |

※管外への委託、管外からの受託は含みません。

資料：保健福祉課(各年4月1日現在)

### ② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは1か所設置しており、開所時間は以下のとおりです。

図表20 放課後児童クラブ一覧

| 区分                  | 保育時間      |            |            |
|---------------------|-----------|------------|------------|
|                     | 平日        | 土曜         | 長期休暇・学校振替  |
| 放課後児童クラブ<br>「おんじゅく」 | 下校時~18:30 | 8:00~18:30 | 8:00~18:30 |

放課後児童クラブの利用状況は、利用希望者の増加に伴い、平成19年度に定員を15人から25人に拡大し、平成26年度現在まで同じ定員数で維持しています。

図表21 放課後児童クラブの利用状況

| 区分       | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施箇所(か所) | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 定員(人)    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    |
| 入所者数(人)  | 25    | 25    | 19    | 25    | 25    |

資料：保健福祉課(各年4月1日現在)

### ③ 小・中学校

小学校が2か所、中学校が1か所あり、児童・生徒数は減少傾向にあります。

図表22 小・中学校の状況

| 区分  |        | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 学校数(校) | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|     | 児童数(人) | 294   | 286   | 271   | 267   | 245   |
| 中学校 | 学校数(校) | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|     | 生徒数(人) | 159   | 152   | 169   | 153   | 142   |

資料：教育委員会（各年5月現在）

### ④ 子育て支援センター

子育て支援センターは御宿保育所内に設置しており、利用者は以下のとおりです。

図表23 子育て支援センターの状況

| 区分       |        | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施箇所(か所) |        | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 利用者      | 子ども(人) | 33    | 43    | 33    | 34    |
|          | 保護者(人) | 33    | 43    | 33    | 34    |

資料：保健福祉課

### ⑤ 児童館

児童館は2か所あり、開館時間は以下のとおりです。

図表24 児童館一覧

| 施設名    | 開館時間       | 休館日       |
|--------|------------|-----------|
| 御宿児童館  | 9:00~17:00 | 月・祝日・年末年始 |
| 岩和田児童館 | 9:00~17:00 | 水・祝日・年末年始 |

## 第4章 次世代育成支援行動計画

「次世代育成支援行動計画」は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりをするための計画で、「次世代育成支援対策法」の10年間延長に伴い、御宿町においても継続して策定します。そのことから、計画の「基本方針」、「施策体系」は、現行の行動計画を引き継ぐこととします。

### 1 基本方針

#### 基本方針1 一人ひとりに適した子育て環境の構築

今日の社会では、家庭の生活様式や子育てに対する親の考え方は多様化してきています。そのため、本町では、多様化する家族のあり方を念頭に、住民・地域・行政・関係機関が連携して、一人ひとりの子どもや家庭に適した子育て環境の向上を図ります。

##### ☆目標1☆ 地域全体での子育て支援の推進

子育てに関する支援サービスの充実を図り、行政、住民、民間団体が一体となった子育て環境を目指します。また、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、教育費や医療費などの経済的支援により負担軽減を図ります。

##### ☆目標2☆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

出産から成長までを視野に入れ母子ともに健康に生活を送れるよう、保健・医療面においての支援に取り組みます。

#### 基本方針2 郷土愛を身につけた人材の育成

時代の変化に応じて、就労・結婚・家庭・子育てに対する考え方も少しずつ変化していく中で、本町で生まれ育つ子どもたちが将来にわたる郷土に対する深い愛情を身につけ、その個性を發揮できるよう、学校・地域が団結した人材育成環境の向上を図ります。

##### ☆目標3☆ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが心と体、そして個性を豊かに育てられるような教育の充実、施設の整備を図ります。また、社会的・国際的な感覚を育成できるようさまざまな事業を通して推進します。

#### 基本方針3 子育てにやさしい生活環境の形成

少子化が進行している中で、“子育てに配慮した生活環境の質”が求められています。本町では子育てにやさしいまちという視点から、子どもたちとその家族が安心・安全に、そして快適に暮らすことのできる生活環境の向上を図ります。

##### ☆目標4☆ 子育てにやさしい生活環境の整備

子どもたちが安心して遊べる場所の確保、公営住宅、また身の周りにおける公園や道路などの整備に取り組み、生活環境面からの支援を図ります。

## 2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、3つの基本方針を踏まえつつ、次の4つを目標として、総合的に施策を推進します。

### (1) 基本目標 1 地域全体での子育て支援の推進

少子化・核家族化の進行や、母親の就労の増加による共働き家庭の増加などにより、子育て家庭の孤立化が問題となっています。孤立した中での子育てに負担を感じる親のストレスの増加が懸念され、その負担感を軽減するためには、地域ぐるみの子育てが必要となってきます。アンケート結果によると、子育てに必要なと思う施策について、就学前児童、小学校児童ともに「地域における子育て支援の充実」「保育等のサービスの充実」「仕事と家庭生活の両立」などが上位に入っており、地域の中における子育て環境の整備を望んでいる方が多くみられました。そのため、保育等のサービスの充実はもとより、地域の中で子育てをしやすいつ感じられるような地域住民との関わりを持った子育て支援サービスの提供体制の充実を図ります。

また、子育てと仕事の両立支援や、就労している親の子育ての負担を軽減するために、保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭が、安心して子育てできるように、児童館や保育所において、子育て支援サービスの情報提供や、相談支援サービス、地域の交流活動の充実を図ります。

さらに、すべての家庭がのびのびと子育てができるよう、ひとり親家庭、発達や障害についての不安を持っている家庭等、それぞれの家庭の状況に合わせた適切なサポートを推進します。児童虐待については、未然に防止できるよう育児不安を解消していくとともに、ネットワーク会議等を通じて関係機関が連携し、子どもを見守っていきます。一般住民に対しては、虐待防止法のさらなる周知を行い、児童虐待の早期発見・早期対応の体制づくりをしていきます。

### (2) 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもが健やかに生まれ、育成されるためには、子どもと親が心身ともに健康であることが望まれます。そのために、安心して妊娠・出産できる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安や悩みを軽減し、のびのびと安心して子育てを楽しめるよう各種保健事業や相談事業の充実を図ります。

就学前児童、小学校児童に行ったアンケート調査では、御宿町が取り組むべき事項として、小児救急など小児医療の充実が、就学前児童で7割、小学校児童で6割に上っており、医療体制の充実が求められています。また、就学前児童調査結果では、子育て全般についての悩みとして、「食事や栄養に関すること」や「病気や発達に関すること」が上位に入っており、健康への関心が高いことがうかがえます。そのため、子どもと母親の健康を守るための各種保健事業を実施していきます。

さらに、思春期における喫煙・薬物、性や心身の健康に関する正しい知識を身につけることで、自身の健康づくりにつながるよう健康教育を実施します。

子どもや母親が心身ともに元気に成長できるよう、妊娠期、出産期をはじめ、乳幼児期・学童期などのライフステージに応じて、保健福祉事業に総合的に取り組んでいくとともに、食を通じた豊かな人間性や家族のきずなの形成や、心身の健全育成などにつながる「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。

### (3) 基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応できるよう、生きる力を身につけるとともに、他人への思いやりや自然への愛情をはぐくみ、心身ともに健やかに成長できる環境づくりが求められています。

小学校児童に行ったアンケート結果では、学校に期待することについて「わかりやすい授業を行い、基礎学力の向上に資すること」が約7割、「心の教育を充実させること」が約5割と、教育に関する意見がみられました。そのため、御宿町の豊かな自然・地域環境を生かしたさまざまな学習や体験の機会、地域の方々との交流の場を提供し、御宿町に愛着を持てるような教育、豊かな人間性や思いやりの心を育てることを目指します。

### (4) 基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備

子育てをしやすいまちづくりとは、子育て家庭にやさしい生活環境の整備として、交通事故や犯罪を防止する活動も必要です。

安全・安心のまちづくりのため、交通安全教室や家庭内事故予防の啓発、地区防犯パトロール活動を実施していきます。



【基本理念】

【基本方針】

【基本目標】

【推進施策】

やさしい眼差しの中で  
しなやかな子どもが育つまち・おんじゅく

一人ひとりに適した  
子育て環境の構築

郷土愛を身につけた  
人材の育成

子育てにやさしい  
生活環境の形成

I  
地域全体での  
子育て支援の推進

保育所を拠点とした子育て支援の充実

学校や地域における子育て支援の充実

子育てと両立する就業環境の向上

児童虐待の予防と早期発見

障害児を持つ家庭への支援

ひとり親家庭等の自立支援

子育て家庭への経済的支援

II  
母性並びに乳児  
及び幼児等の  
健康の確保及び増進

子どもと母親の健康の確保

心身の健康と正しい生活習慣に関する教育

小児・周産期医療の充実

III  
子どもの健やかな  
成長に資する  
教育環境の整備

学校教育による生きる力の育成

地域活動を通じた青少年の育成

家庭教育力の向上

IV  
子育てにやさしい  
生活環境の整備

安全・安心まちづくりの推進

### 3 施策目標ごとの事業

#### (1) 地域全体での子育て支援の推進

##### ① 保育所を拠点とした子育て支援の充実

多様化する保育ニーズに合わせ、保育サービスの提供体制の整備・充実を図ります。また、保育所に入所していない子ども同士や、子育て中の母親同士が交流できる場を提供し、子育て負担の軽減に努めます。

| 事業名       | 事業内容  | 担当課   |
|-----------|---|-------|
| 通常保育      | 保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育します。  | 保健福祉課 |
| 延長保育      | 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加に対応するため、通常保育の時間を延長して保育します。  | 保健福祉課 |
| 乳幼児保育     | 乳児・幼児の保育を促進するため、保育士の確保、施設の整備等を進めていきます。  | 保健福祉課 |
| 障害児保育     | 障害児を受け入れるために、専門知識のある保育士の確保、施設の整備を進めていきます。   | 保健福祉課 |
| 一時保育      | 保護者の急用、通院等により、家庭において一時的に子どもの保育ができない場合、保育所において保育します。   | 保健福祉課 |
| 園庭の開放     | 保育所の園庭を開放し、保育所に入所していない子どもとの交流を図ります。   | 保健福祉課 |
| 子育て支援センター | 子育て中の親子等を対象に、地域における子育て親子の交流や子育てに関する相談・援助の場の提供、家庭での育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、すべての子育て家庭に対する育児支援を行います。 | 保健福祉課 |

##### ② 学校や地域における子育て支援の充実

学校や地域において、子どもが安全に過ごせる場の提供を図ります。また、子どもと保護者が楽しく交流できる場や、気軽に相談できる場、情報提供できる場の充実を図り、子育て家庭を支援していきます。

| 事業名         | 事業内容  | 担当課   |
|-------------|---|-------|
| 放課後児童クラブ    | 就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。 | 保健福祉課 |
| 児童館事業       | 児童が自由に遊べる場を提供し、児童の健全な育成に努めます。   | 保健福祉課 |
| 学校施設の開放     | 図書室や体育館等の学校施設を開放します。  | 教育課   |
| 放課後子ども教室    | 放課後における「子どもの居場所」を整備し、地域の大人たちの教育力を結集して、子どもたちの体験活動、地域住民との交流活動を支援します。    | 教育課   |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て中の親子等を対象に、地域における子育て親子の交流や子育てに関する相談・援助の場を提供し、安心して子育てができる環境整備を促進します。 | 保健福祉課 |

### ③ 子育てと両立する就業環境の向上

雇用状況の提供や、商業訓練助成制度等について、ポスターやパンフレットにてPRを行います。

| 事業名    | 事業内容                           | 担当課   |
|--------|--------------------------------|-------|
| 雇用推進対策 | 雇用状況の提供、国や県の職業訓練助成制度等のPRを行います。 | 産業観光課 |

### ④ 児童虐待の予防と早期発見

乳幼児健診や家庭訪問等の機会を利用して、子育てについての相談支援を行い、虐待防止に努めます。また、御宿町虐待防止ネットワークなどを通して関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めます。また、一般住民に対し児童虐待に対する正しい知識を周知し、地域での虐待防止につなげていきます。

| 事業名                | 事業内容                                     | 担当課   |
|--------------------|--|-------|
| 乳幼児健診等             | 乳幼児健診等の際に、虐待の早期発見の場として位置づけていきます。         | 保健福祉課 |
| 御宿町虐待防止ネットワーク      | 保健・福祉・教育を始めとする関係機関と連携したネットワークを充実させていきます。 | 保健福祉課 |
| 児童虐待防止に関する正しい知識の周知 | 広報、お知らせ版等を利用して児童虐待に関する情報を提供していきます。       | 保健福祉課 |

### ⑤ 障害児を持つ家庭への支援

障害児を持つ各家庭の状況に応じた適切な支援を提供します。また、サービスの充実や質の向上に努めます。

| 事業名                | 事業内容   | 担当課   |
|--------------------|--|-------|
| 特別児童扶養手当（国事業）      | 精神または身体に障害を有する児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。  | 保健福祉課 |
| 障害児福祉手当（国事業）       | 在宅の重度障害児に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。   | 保健福祉課 |
| 補装具の交付・修理          | 身体に障害のある児童に対し、その身体機能を補うために補装具の交付または修理を行います。  | 保健福祉課 |
| 重度心身障害者（児）医療費制度    | 重度の障害児に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に、医療費等を助成します。  | 保健福祉課 |
| 重度障害者（児）日常生活用具給付事業 | 在宅の重度の障害児の日常生活を支援するため、浴槽、入浴補助用具、歩行支援用具等の日常生活用具を給付します。  | 保健福祉課 |
| 福祉タクシー券交付制度        | 在宅の重度の身体障害児や療育手帳を所持する児童の外出を支援するため、タクシー券を交付します。   | 保健福祉課 |
| 障害福祉サービス           | 利用したサービスの利用費用の支給決定を行います。   | 保健福祉課 |
| 心身障害者扶養年金制度（県事業）   | 心身に障害があるため、独立自活することが困難な者を扶養している者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。    | 保健福祉課 |
| 特別支援教育支援員配置事業      | 小・中学校において、発達障害を含むさまざまな障害のある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズに合わせた教育を支援します。 | 教育課   |

| 事業名    | 事業内容                              | 担当課   |
|--------|-----------------------------------|-------|
| つくしくらぶ | 子どもの発育・発達に関して不安のある保護者への相談指導を行います。 | 保健福祉課 |

## ⑥ ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親の自立支援のため、各種サービスを提供します。

| 事業名             | 事業内容   | 担当課     |
|-----------------|--|---------|
| ひとり親家庭医療費等助成事業  | 18歳の年度末までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に関して医療費の一部を助成します。              | 保健福祉課   |
| 児童扶養手当（国事業）     | 離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親・父親や母親・父親に代わって、その児童を養育している方に支給します。 | 保健福祉課   |
| ひとり親家庭入学祝い金配当事業 | ひとり親家庭の児童の入学時経費を補助します。   | 社会福祉協議会 |

## ⑦ 子育て家庭への経済的支援

すべての子育て家庭が安心して子育てを行えるように、各種助成サービスの周知・充実に努めます。

| 事業名                 | 事業内容   | 担当課     |
|---------------------|--|---------|
| 児童手当（国事業）           | 家庭における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的に、児童を養育している方に手当を支給します。 | 保健福祉課   |
| 御宿町子ども医療費助成事業       | 子ども保健対策の充実、保護者の経済的負担を軽減します。  | 保健福祉課   |
| 出産育児祝い金（第3子以降）      | 少子化対策の一環として、第3子以降の児童を出産し養育する保護者に祝い金を支給します。                                 | 保健福祉課   |
| ひとり親家庭等医療費等助成事業（再掲） | 18歳の年度末までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に関して医療費の一部を助成します。                      | 保健福祉課   |
| 児童扶養手当（再掲）          | 離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親・父親や母親・父親に代わって、その児童を養育している方に支給します。         | 保健福祉課   |
| ひとり親家庭入学祝い金（再掲）     | ひとり親家庭の児童の入学時経費を補助します。   | 社会福祉協議会 |
| 特別児童扶養手当（再掲）        | 精神または身体に障害を有する児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。                          | 保健福祉課   |
| 障害児福祉手当（再掲）         | 在宅の重度障害児に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。                             | 保健福祉課   |

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### ① 子どもと母親の健康の確保

子どもと母親の健康の確保のため、健診、訪問指導などを実施し、子育て家庭の健康指導・相談支援を行います。

| 事業名                   | 事業内容   | 担当課     |
|-----------------------|--|---------|
| 子育て相談                 | 児童館を会場として、妊娠中から産後にかけての健康、親子遊びや育児に関すること、家庭教育など「子育て」全般に対して保育士・家庭教育指導員・保健師・栄養士が相談に応じます。 | 保健福祉課   |
| 乳児相談                  | 乳児の発育・発達の評価や育児情報の提供、個々の乳児に合った育児相談・指導を行います。   | 保健福祉課   |
| スクスク母子の会              | 乳幼児保健活動の推進を図ることを目的とし、乳児相談等において、ボランティアが身体測定の間を通じて子育てに関する相談に応じます。                      | 社会福祉協議会 |
| 1歳6か月児健康診査            | 心身の発育発達の遅れや疾病等、異常の有無をチェックするとともに、子どもの健康に関する適切な相談・指導を行います。                             | 保健福祉課   |
| 2歳児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布事業 | う歯予防のため、満2歳児に対して受診券等を発行し、歯科健診とフッ化物歯面塗布を町内歯科医院に委託して行います。                              | 保健福祉課   |
| 妊産婦・新生児訪問指導           | 保健指導を必要とする妊産婦及び新生児の家庭を訪問し、相談・指導を行うことで、出産や育児に関する不安の軽減を図るとともに、新生児期における育児支援を行います。       | 保健福祉課   |
| 3歳児健康診査               | 心身の発育・発達の遅れや疾病等、異常の有無をチェックし、また子供健康に関する適切な相談・指導を行います。                                 | 保健福祉課   |
| 妊婦・乳児一般健康診査           | 疾病等に関する予防措置として、身体の異常の有無を早期発見し、適切な指導をするための健康診査を委託医療機関に委託して実施します。                      | 保健福祉課   |
| こんにちは赤ちゃん事業           | 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問を実施し、保健事業に関する情報提供や支援機関へのつながりのきっかけづくりを行います。                     | 保健福祉課   |

### ② 心身の健康と正しい生活習慣に関する教育

児童・生徒が生命や健康に関する正しい知識を習得できるよう、小・中学校における健康教育の充実を図ります。また、食を通じた健康づくりを推進するため、食育教育の充実にも取り組みます。

| 事業名                   | 事業内容   | 担当課          |
|-----------------------|--|--------------|
| 学校保健                  | 児童・生徒が主体的に健康づくりに取り組む指導を行います。                   | 教育課<br>保健福祉課 |
| 食育教育                  | 食についての知識を深められるよう指導を行います。                       | 教育課<br>保健福祉課 |
| 保健所と学校保健の連携による思春期保健対策 | 薬物乱用防止教育、喫煙対策事業について、児童・生徒が関心認識を深められるよう指導を行います。 | 教育課          |

### ③ 小児・周産期医療の充実

子どもを安心して育てるために、小児救急医療体制を整備・充実させていきます。

| 事業名      | 事業内容                          | 担当課   |
|----------|-------------------------------|-------|
| 小児救急医療体制 | 小児・周産期救急体制の周知等、住民への情報提供を行います。 | 保健福祉課 |

## (3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

### ① 学校教育による生きる力の育成

これからの社会の変化に柔軟に対応できるよう、基礎学力や体力の向上はもとより、さまざまな体験・学習を通して子どもの「生きる力」を育てる教育を推進していきます。また、スクールカウンセラー派遣事業・教育相談による相談体制の充実や、児童・生徒の状況に応じた支援を行っていきます。さらに、学校の情報提供と学校への意見を募るため、地域との意見を交換できる場を提供します。

| 事業名            | 事業内容   | 担当課 |
|----------------|--|-----|
| チームティーチング      | 複数の教師がチームを組んで授業を行います。教師のそれぞれの専門性や特技を發揮しながら役割を分担し、一人ひとりの児童・生徒にきめ細やかに学習指導を行います。                | 教育課 |
| 小・中学校学習指導講師    | 支援員を配置し、授業に遅れがちな子どもや配慮が必要な子どもへの個別対応を行います。  | 教育課 |
| 特別支援教育支援員配置事業  | 小・中学校において、発達障害を含むさまざまな障害のある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズに合わせた教育を支援します。 | 教育課 |
| スクールカウンセラー派遣事業 | いじめや不登校生徒の解消に向けて、相談を行います。  | 教育課 |
| 教育相談           | 家庭教育指導員により、児童・生徒の養育に関する諸問題についての相談を行います。  | 教育課 |
| 地域ミニ集会         | 地域住民等の意向を学校運営に適切に把握・反映させていくため、学校の情報提供と同時に学校への意見などを広く地域・保護者から募るための集会を開催します。                   | 教育課 |

### ② 地域活動を通じた青少年の育成

御宿町の豊かな自然と伝統文化を生かした地域活動を通して、さまざまな体験の機会を児童・生徒に提供し、児童・生徒の健全育成に努めます。

| 事業名         | 事業内容  | 担当課 |
|-------------|---|-----|
| 海と山の子交流事業   | 海の子（御宿中学技）と山の子（野沢温泉中学校）生徒相互の友情を深め、それぞれの地域を知ることにより、社会的視野を広げます。 | 教育課 |
| 各種文化団体の育成援助 | 町内の各種文化団体の活動を支援します。   | 教育課 |
| 町民カレッジ      | 社会の変化に主体的に対応できるよう、知識や技術を身につけ、生涯にわたって学び続けることを支援します。            | 教育課 |

| 事業名                   | 事業内容   | 担当課     |
|-----------------------|--|---------|
| 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の奨励 | 各小・中学校が、町内老人クラブと連携しながら、子どもたちと高齢者との交流活動を行います。                       | 教育課     |
| 子ども会育成会の援助・指導         | 地区子ども会育成会団体の主体性を尊重しつつ、相互の連絡・連携を深め、活動の発展を図ります。                      | 教育課     |
| 町文化祭の開催               | 音楽の集い、芸能発表大会や各種文化祭を開催し、御宿町民の文化向上と明朗健全な町づくりを行います。                   | 教育課     |
| わくわくスポーツ大会            | 高齢者と子どもがスポーツ大会を通して世代間交流を図り、融和と健康を育みます。                             | 社会福祉協議会 |
| 放課後子ども教室の開催           | 放課後における「子どもの居場所」を整備し、地域の大人たちの教育力を結集して、子どもたちの体験活動、地域住民との交流活動を支援します。 | 教育課     |
| インリーダー講習会             | 子ども会の会長や班長として活動する子どもを対象に、子ども会の運営に必要な技術や知識を身につける講習会を開催します。          | 教育課     |
| B&G健康づくり教室の実施         | 海洋センターにおいて、幼児期から中高年までの健康づくりや運動に親しむための教室を開催します。                     | 教育課     |
| 公民館主催教室の開催            | 公民館において、各種教室を開催し、生涯学習の推進を図ります。                                     | 教育課     |
| 無形民俗文化財保存育成事業         | 神楽囃子などの無形文化財の保護・継承・周知のためビデオによる記録保存や伝統芸能の開催などを行います。                 | 教育課     |

### ③ 家庭教育力の向上

家庭での教育力の向上のため、教室を開催し、家庭での子育てを支援します。

| 事業名   | 事業内容  | 担当課   |
|-------|---|-------|
| 子育て相談 | 児童館にて、保育士・家庭教育指導員・保健師・栄養士が、遊びを通じた親と子のコミュニケーションや地域の仲間づくり、相談指導が行える場を提供します。また、妊婦及びその家族の要望に応じて、保健センターにて沐浴指導を行います。 | 保健福祉課 |
| 児童館事業 | 子育て支援講演「お話玉手箱」や地域支援活動「たんぽぽ」「リズム遊び」「スクスク」など、乳幼児とその保護者を対象に、さまざまな遊びや講話を実施していきます。                                 | 保健福祉課 |

#### (4) 子育てにやさしい生活環境の整備

##### ① 安全・安心まちづくりの推進

安全・安心まちづくりを推進していくために、交通安全教室の開催や家庭内事故の予防の啓発活動を行います。また、防犯対策として地区防止パトロール隊による見回りを行い安全な地域づくりに取り組みます。

| 事業名                      | 事業内容   | 担当課   |
|--------------------------|--|-------|
| 交通安全教室                   | 幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーを習得し、交通事故の防止に努めます。       | 総務課   |
| 家庭内事故予防の啓発               | 「子育て相談」において、家庭内事故予防プログラムを実施します。                            | 保健福祉課 |
| 安全で安心なまちづくり推進協議会（パトロール隊） | 地区防犯パトロール隊による犯罪や交通事故等の発生地域のパトロールによって、安全で安心な地域づくりを推進していきます。 | 総務課   |

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図るための計画です。この支援事業計画では、保育需要を把握し、教育・保育施設等の整備計画を策定します。

### 1 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本町では、地域の特性を踏まえ1つの教育・保育提供区域として設定します。

### 2 児童の推計人口

0歳から11歳までの計画人口は、平成25年の449人に対し、平成31年は89人減の360人です。

児童の人口推計

単位：人

| 年齢  | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 28    | 30    | 21    | 23    | 22    | 21    | 21    |
| 1歳  | 28    | 31    | 27    | 27    | 26    | 25    | 24    |
| 2歳  | 34    | 28    | 34    | 29    | 29    | 28    | 27    |
| 小計  | 90    | 89    | 82    | 79    | 77    | 74    | 72    |
| 3歳  | 28    | 34    | 31    | 35    | 30    | 30    | 29    |
| 4歳  | 50    | 27    | 38    | 32    | 36    | 31    | 31    |
| 5歳  | 31    | 50    | 29    | 38    | 32    | 36    | 31    |
| 小計  | 109   | 111   | 98    | 105   | 98    | 97    | 91    |
| 6歳  | 43    | 31    | 48    | 28    | 36    | 31    | 35    |
| 7歳  | 33    | 45    | 26    | 43    | 25    | 34    | 28    |
| 8歳  | 41    | 34    | 39    | 28    | 46    | 27    | 36    |
| 9歳  | 36    | 40    | 32    | 37    | 27    | 44    | 26    |
| 10歳 | 44    | 39    | 39    | 32    | 37    | 27    | 44    |
| 11歳 | 53    | 45    | 37    | 41    | 34    | 39    | 28    |
| 小計  | 250   | 234   | 221   | 209   | 205   | 202   | 197   |
| 計   | 449   | 434   | 401   | 393   | 380   | 373   | 360   |

計画策定期間：平成25年・平成26年は各年4月1日現在（住民基本台帳）

計画期間：平成27年～平成31年（5か年）はコーホート変化率を用いた推計人口。

コーホート変化率：「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 幼児期の学校教育・保育

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

量の見込みによる認定区分と給付の内容など

| 認定区分   | 給付の内容             | 給付を受ける施設・事業              |
|--|-------------------|--------------------------|
| 1号認定子ども<br>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの                                       | ●教育標準時間           | 幼稚園<br>認定こども園            |
| 2号認定子ども<br>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの | ●保育短時間<br>●保育標準時間 | 保育所<br>認定こども園            |
| 3号認定子ども<br>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの | ●保育短時間<br>●保育標準時間 | 保育所<br>認定こども園<br>小規模保育など |

幼児期の学校教育・保育の量の見込みの算出結果

単位：人

| 年度   | 1号 | 2号 |    | 3号 |
|------|----|----|----|----|
|      |    | 教育 | 保育 | 保育 |
| 平成27 | 11 | 0  | 74 | 51 |
| 平成28 | 12 | 0  | 79 | 51 |
| 平成29 | 11 | 0  | 74 | 50 |
| 平成30 | 11 | 0  | 73 | 48 |
| 平成31 | 11 | 0  | 68 | 46 |

#### (2) 提供体制の確保

計画期間について、「量の見込み」に対応するように幼児教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### 〈現状と課題〉

御宿町では、国の示す 11 事業のうち、現在 7 事業を実施しています。町内の子どもと保護者の多様化するニーズを受け入れるため、実施に向けた検討をすすめていきます。

### 〈取り組みと方向性〉

平成 25 年度に実施されたニーズ調査をもとに算出した各事業の「量の見込み」と「確保の内容」、  
「実施方針」を示しています。

### 【参考】国の示す地域子ども・子育て支援事業

※子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の別表第三「地域子ども・子育て支援事業の参酌標準」による順番、事業名称（ ）内は、略称・通称など

- ①利用者支援に関する事業（利用者支援）
- ②時間外保育事業（延長保育事業）
- ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
- ⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

その他に

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出結果

① 利用者支援に関する事業（利用者支援）

|               | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【箇所】 | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |

② 時間外保育事業（延長保育事業）

|               | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【人数】 | 18     | 19     | 18     | 17     | 16     |

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

|                   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（低学年）<br>【人】 | 28     | 25     | 27     | 23     | 25     |
| 量の見込み（高学年）<br>【人】 | 20     | 20     | 18     | 20     | 18     |

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

|                   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【年間延べ人数】 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【人】 | 24     | 23     | 22     | 21     | 21     |

⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【人】 | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |

⑦ 地域子育て支援拠点事業

|                   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【年間延べ人数】 | 77     | 74     | 72     | 70     | 72     |

⑧ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

|                       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1号認定による利用<br>【年間延べ人数】 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 2号認定による利用<br>【年間延べ人数】 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

|                   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【年間延べ人数】 | 185    | 189    | 180    | 176    | 167    |

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

|                   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【年間延べ人数】 | 5      | 5      | 5      | 4      | 5      |

⑪ 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み<br>【人】 | 322    | 308    | 294    | 294    | 280    |

## (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業。

### ① 現在の取り組み

#### ■子育て相談件数（実績）

単位：件

|      | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 相談件数 | 50       | 55       | 60       | 60       |

### ② 計画期間内における目標事業量

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 60       | 65       | 70       | 70       | 70       |
| 確保方策  | 60       | 65       | 70       | 70       | 70       |

### ③ 実施方針

平成 27 年度からスタートする利用者支援に関する事業は、保健福祉課・保育所・児童館で行います。町内の事業の利用について相談を受けられる体制をつくります。

## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、子どもを保育所で預かる事業。

### ① 現在の取り組み

保育所の基本的な開所時間は 11 時間であるが、それを越えて通常開始時間前、通常閉園時間後に保育の延長を行うものである。

### ② 計画期間内における目標事業量

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 18       | 19       | 18       | 17       | 16       |
| 確保方策  | 18       | 19       | 18       | 17       | 16       |

※時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型；タイプ A、B、C、E 対象年齢；0～5 歳

### ③ 実施方針

御宿保育所・岩和田保育所で実施します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

#### ① 現在の取り組み

##### ■学童保育の登録数、参加児童数

|          | 登録数（人） | 平日（延べ人数） | 土曜（延べ人数） |
|----------|--------|----------|----------|
| 平成 22 年度 | 25     | 4,016    | 28       |
| 平成 23 年度 | 25     | 4,170    | 95       |
| 平成 24 年度 | 19     | 3,469    | 137      |
| 平成 25 年度 | 25     | 3,916    | 67       |

#### ② 計画期間内における目標事業量

|       |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 低学年 | 28 人     | 25 人     | 27 人     | 23 人     | 25 人     |
|       | 高学年 | 20 人     | 20 人     | 18 人     | 20 人     | 18 人     |
| 確保方策  | 低学年 | 28 人     | 25 人     | 27 人     | 23 人     | 25 人     |
|       | 高学年 | 20 人     | 20 人     | 18 人     | 20 人     | 18 人     |

※放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：タイプA、B、C、E 対象年齢：小学校の低学年と高学年

#### ③ 実施方針

小学校低学年の学童保育利用ニーズは、今までどおり児童館で実施していきます。高学年に関しては、施設の面積・指導員確保などの理由から、すぐに全数確保は難しいため、徐々に体制を整えていくことを検討します。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭で子どもを預かる事業。

##### ① 現在の取り組み

実施なし

##### ② 計画期間内における目標事業量

単位：1年間あたりの人日

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 0 人日     |
| 確保方策  | 0 人日     |

※子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型；すべての家庭類型 対象年齢；0～5歳

##### ③ 実施方針

ニーズ量を考慮して、需要の動向もみながら事業委託等を検討していきます。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業。

### ① 現在の取り組み

#### ■訪問件数等

単位：件

|      | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 訪問件数 | 30       | 23       | 25       | 31       |
| 出生数  | 31       | 27       | 28       | 35       |
| 訪問率  | 96.8     | 85.2     | 89.3     | 88.6     |

※訪問率：訪問件数を出生数で除した数値。

### ② 計画期間内における目標事業量

|           | 平成 27 年度               | 平成 28 年度               | 平成 29 年度               | 平成 30 年度               | 平成 31 年度               |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 量の<br>見込み | 24 人                   | 23 人                   | 22 人                   | 21 人                   | 21 人                   |
| 確保<br>方策  | 実施体制：3 人<br>実施機関：保健福祉課 |

### ③ 実施方針

生後 4 か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### ☆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業

### ☆要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

ケース会議での進行管理や支援計画作成等を行っている。また、調整機関や関係機関等の専門性強化及び連携強化を図っている。

### ① 現在の取り組み

#### ■要保護児童等に対する支援件数

単位：件

|      | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 支援件数 | 2        | 2        | 2        | 3        |

② 計画期間内における目標事業量

|           | 平成 27 年度                   | 平成 28 年度                   | 平成 29 年度                   | 平成 30 年度                   | 平成 31 年度                   |
|-----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 量の<br>見込み | 2 人                        | 2 人                        | 2 人                        | 2 人                        | 2 人                        |
| 確保<br>方策  | 実施体制：4 人<br>実施機関：保健福<br>祉課 |

③ 実施方針

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師・保健福祉課職員  
の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

未就学の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業・子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。

### ① 現在の取り組み

#### ■子育て支援センター利用状況

単位：人日

|         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数  | 2,071    | 2,176    | 1,614    | 1,163    |
| 利用者数（月） | 173      | 181      | 135      | 97       |

### ② 計画期間内における目標事業量

単位：1 か月あたりの人回

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 77 人回    | 74 人回    | 72 人回    | 70 人回    | 72 人回    |
| 確保方策  | 1 か所     |

※地域子育て支援拠点事業の量の見込み（二ーズ量）

対象となる潜在家庭類型；すべての家庭類型 対象年齢；0～2歳

### ③ 実施方針

児童館を中心に、地域の子育てを支援します。

## (8) 一時預かり事業

生後 10 か月から小学校就学前の子どもを対象として、保護者の傷病、出産、介護、就労などや育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの理由で、家庭での保育が困難になった子どもを、保育所で一時的に預かる事業。

### ① 現在の取り組み

#### ■幼稚園の預かり保育の実施状況

単位：か所、人日

|        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 実施幼稚園数 | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 延べ利用者数 | 0        | 0        | 0        | 0        |

#### ■保育所の一時保育の実施状況

単位：か所、人日

|        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 実施保育所数 | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 延べ利用者数 | 99       | 98       | 186      | 357      |

○ 認可外保育所での一時預かり保育

■認可外保育所での一時預かり保育の実施状況

単位：か所、人日

|        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 実施保育所数 | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 延べ利用者数 | 0        | 0        | 0        | 0        |

② 計画期間内における目標事業量

■一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

単位：1年間あたりの人日

|       |                    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | ①1号認定による           | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      |
|       | ②2号認定による           | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      |
| 確保方策  | 一時預かり事業（在園児対象型） ※1 | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      |

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

① 幼稚園児における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

対象となる潜在家庭類型：C、D、E、F（1号認定） 対象年齢：3～5歳

② 2号認定による定期的な利用

対象となる潜在家庭類型：A、B、C、E 対象年齢：3～5歳

※1；②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

■一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

単位：1年間あたりの人日

|       |                | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み |                | 1,554人日  | 1,589人日  | 1,511人日  | 1,477人日  | 1,408人日  |
| 確保方策  | 一時預かり事業 ※1     | 1,554人日  | 1,589人日  | 1,511人日  | 1,477人日  | 1,408人日  |
|       | 子育て援助活動支援事業 ※2 | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      |
|       | 子育て短期支援事業 ※3   | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      | 0人日      |

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）……上表の①②以外

対象となる潜在家庭類型；すべての家庭類型 対象年齢；0～5歳

※1；一時預かり事業（在園児対象型を除く）

※2；子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

※3；子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

③ 実施方針

御宿保育所・岩和田保育所で未就園児の一時預かりを実施します。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

町内在住の乳幼児や、保育施設に通所している児童で病後、病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業。

### ① 現在の取り組み

実施なし

### ② 計画期間内における目標事業量

#### ■病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

単位：1年間あたりの人日

|          |                | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み    |                | 185 人日   | 189 人日   | 180 人日   | 176 人日   | 167 人日   |
| 確保<br>方策 | 病児保育事業         | 185 人日   | 189 人日   | 180 人日   | 176 人日   | 167 人日   |
|          | 子育て援助活動支援事業 ※1 | 0 人日     |

※病児保育事業（病児・病後児保育事業）の量の見込み（ニーズ量）  
 対象となる潜在家庭類型；A、B、C、E 対象年齢；0～5歳  
 ※1；子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

### ③ 実施方針

病児保育は現在行われていませんが、今後は医療機関への委託、協力を要請するなどの方法を検討します。

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業。

### ① 現在の取り組み

実施なし

### ② 計画期間内における目標事業量

単位：1週間あたりの人日

|       |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 低学年 | 0 人日     |
|       | 高学年 | 0 人日     |
| 確保方策  | 低学年 | 0 人日     |
|       | 高学年 | 0 人日     |

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）の量の見込み（ニーズ量）  
 対象となる潜在家庭類型；すべての家庭類型（5歳以上）

### ③ 実施方針

ニーズ量を考慮して、需要の動向も見ながら事業委託等を検討していきます。

## (11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付する。千葉県内の指定医療機関において指定検査項目を無料で受けられる事業。

### ① 現在の取り組み

#### ■妊婦健康診査状況

単位：件、受診票の枚数

|                 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| 妊婦届出数           | 27       | 28       | 29       | 20       |
| 1 回目妊婦健診        | 26       | 25       | 28       | 21       |
| 2～14 回目<br>妊婦健診 | 322      | 262      | 321      | 277      |

### ② 計画期間内における目標事業量

|           | 平成 27 年度              | 平成 28 年度              | 平成 29 年度              | 平成 30 年度              | 平成 31 年度              |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 量の<br>見込み | 23 人<br>健診回数<br>322 人 | 22 人<br>健診回数<br>308 人 | 21 人<br>健診回数<br>294 人 | 21 人<br>健診回数<br>294 人 | 20 人<br>健診回数<br>280 人 |
| 確保<br>方策  | 実施場所：委託医<br>療機関       | 実施場所：委託医<br>療機関       | 実施場所：委託医<br>療機関       | 実施場所：委託医<br>療機関       | 実施場所：委託医<br>療機関       |

※ 健診回数は、一人あたりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

### ③ 実施方針

妊婦健康診査受診票（14枚）を母子健康手帳と同時に発行し、今後も発行時の保健指導で妊娠時期と必要に応じた検診を受診することを進めていきます。

## 5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進

### 体制の確保の内容

○認定こども園の普及については、今後検討していくこととします。

○保育所と小学校等の連携については、定期的な関係機関の協議会を持ち、連携を推進していくこととします。

## 6 その他の事項

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または地域保育事業の円滑な利用の確保

○小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産休・育休明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設または地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談事業を行います。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

○児童虐待防止対策の充実については、専門機関との連携を強化し、個々の事案に対して協議していくこととします。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

○仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のための基盤整備について、必要に応じて広報・啓発活動を行い、子育てをする女性が働きやすい環境整備に努めます。

## 7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の趣旨及びニーズ調査における結果を踏まえ、認定こども園の設置及び移行を促進していきます。

小規模保育についても、連携施設の設定を行うなど、円滑な移行が図れるよう検討していきます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。

# 資料

## 1 アンケート調査結果の概要

本町では国の制度改正にあわせて「御宿町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本アンケート調査は、計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

- 調査対象：1. 就学前児童のいる世帯 155 世帯  
2. 小学生児童のいる世帯 193 世帯

○調査期間：平成 25 年 12 月～2 月

○調査方法：全件

就学前児童…保育所を通して配布・回収。

保育所を利用していない場合は郵送配布・郵送回収。

小学生…各学校を通して配布・回収。

○配布・回収状況

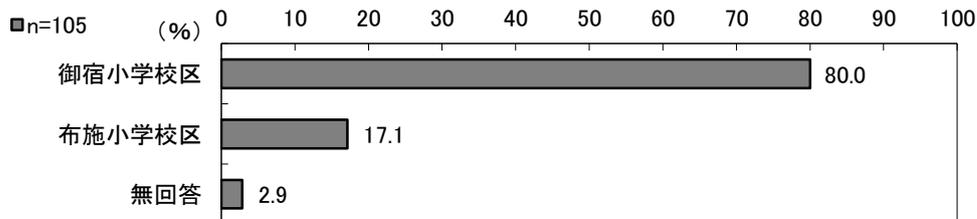
| 種別    | 配布数   | 回収数   | 回収率 |
|-------|-------|-------|-----|
| 就学前児童 | 155 票 | 105 票 | 68% |
| 小学生   | 193 票 | 147 票 | 76% |

## 2 就学前児童調査結果

### 1 居住地域

問1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号1つに○をつけてください。

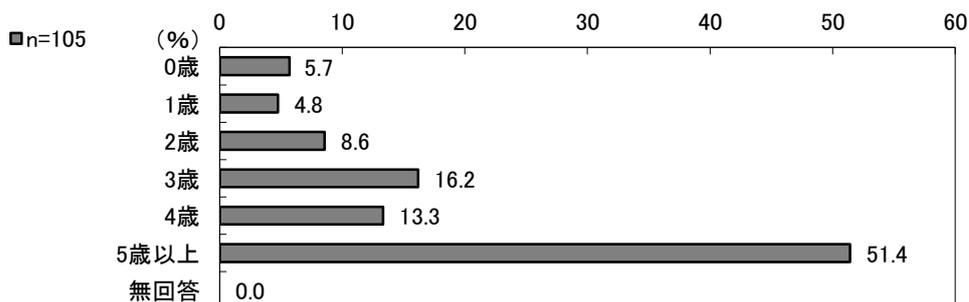
「御宿小学校区」が 80.0%、「布施小学校区」が 17.1%となっています。



### 2 子どもの年齢

問2 宛名のお子さんの生年月（平成 26 年 1 月 1 日現在）をご記入ください。（□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

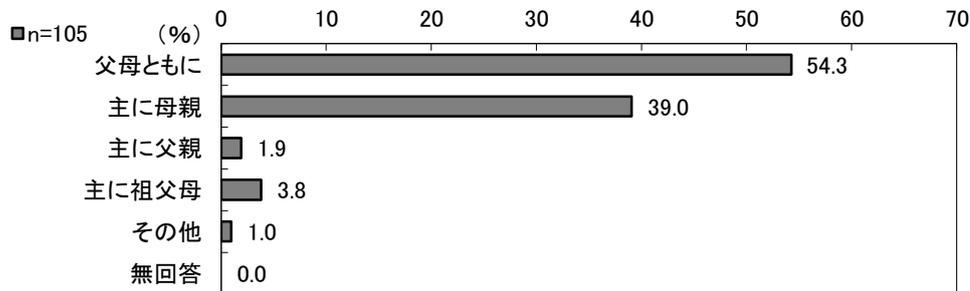
「5歳以上」が 51.4%、「2歳」が 8.6%となっています。



### 3 主に子育てをしている人

問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。

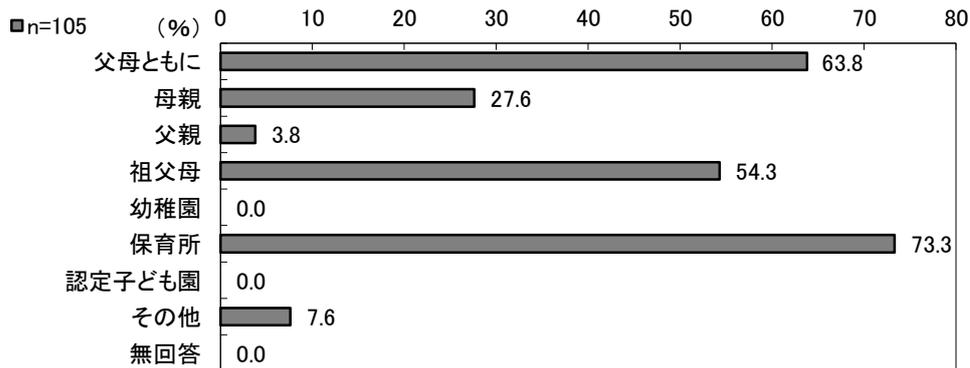
「父母ともに」が54.3%、「主に母親」が39.0%となっています。



### 4 日常的に子育てに関わっている人

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

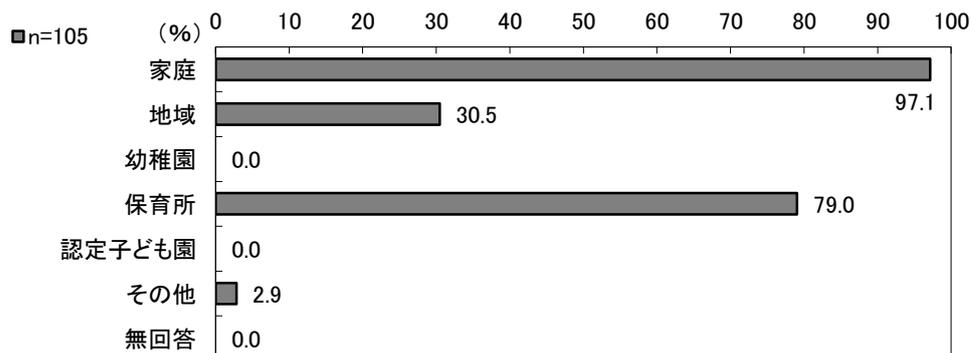
「保育所」が73.3%、「父母ともに」が63.8%となっています。



### 5 子育てにもっとも影響する環境

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

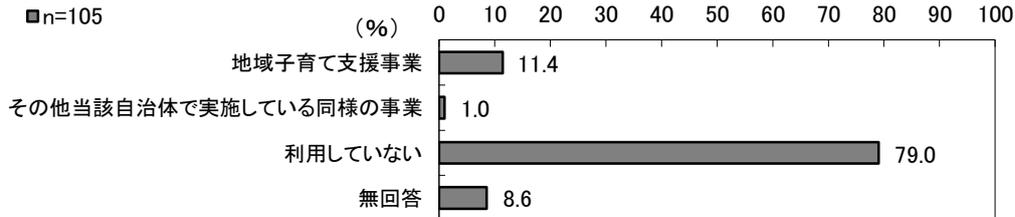
「家庭」が97.1%、「保育所」が79.0%となっています。



## 6 地域子育て支援拠点事業を利用しているか

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

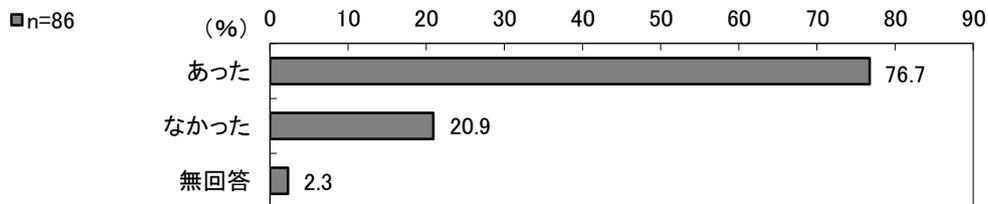
地域子育て支援事業の利用については、「利用していない」が79.0%、「地域子育て支援事業」が11.4%となっています。  
地域子育て支援事業の利用頻度は「月1回未満」が50.0%を占めています。



## 7 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方）にうかがいます。利用していらっしゃらない方は、問 22 にお進みください。この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

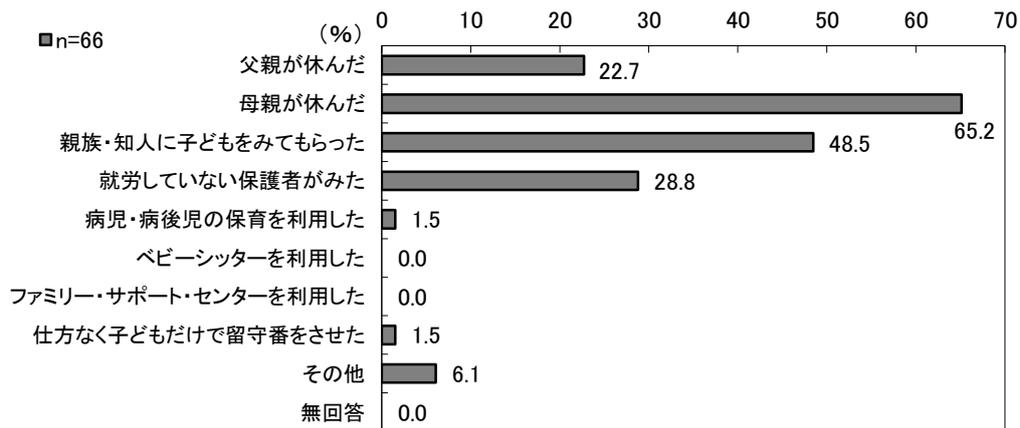
「あった」が76.7%、「なかった」が20.9%などとなっています。



## 8 1年間に行った対処方法

問 22-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。数字は一桁に一字）。

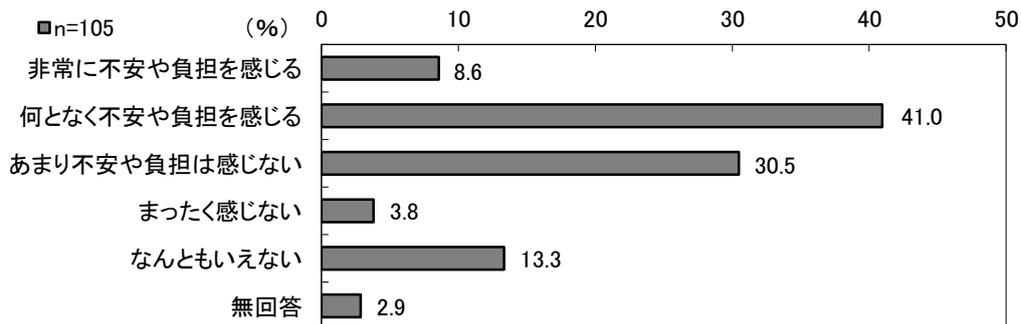
「母親が休んだ」が65.2%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が48.5%となっています。母親が休んだ場合の日数は「1～3日」が32.6%、「10日～1か月未満」が30.2%となっています。親族・知人に子どもをみてもらった場合の日数は、「10日～1か月未満」が40.6%を占めています。



## 9 子育てに関する不安感や負担感

問 30 子育てに関して不安感や負担感を感じることがありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

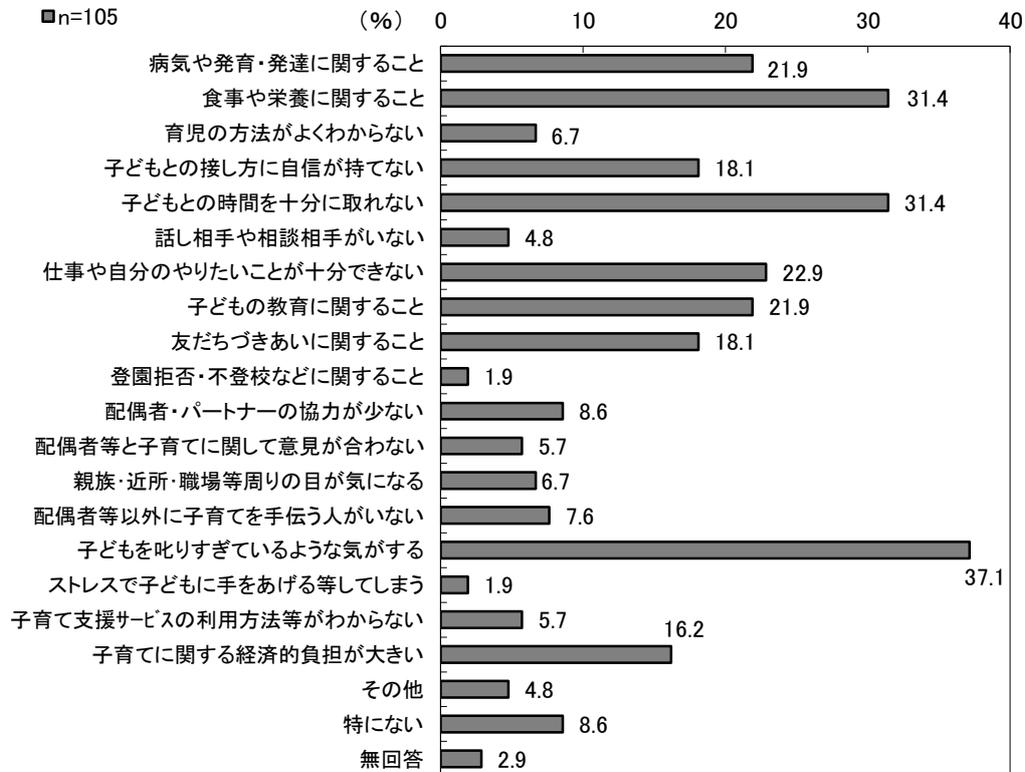
「何となく不安や負担を感じる」が41.0%、「あまり不安や負担は感じない」が30.5%となっています。



## 10 子育てに関する日頃の悩み、気になること

問31 宛名のお子さんについての子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。当てはまるもの5つまで○をつけてください。

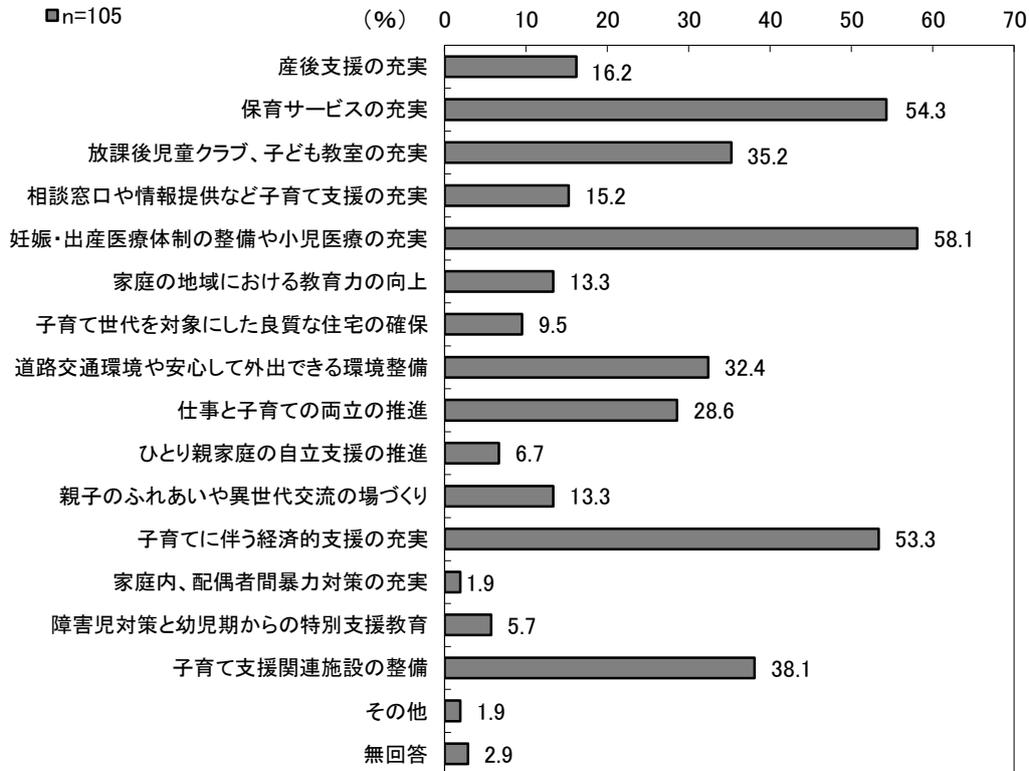
「子どもを叱りすぎているような気がする」が 37.1%、「食事や栄養に関すること」、「子どもとの時間を十分に取れない」がそれぞれ 31.4%となっています。



## 11 町が重点的に取り組む必要性が高い施策

問 33 子育て支援の環境づくりに対する施策について、町が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思いませんか。当てはまるもの5つまで○をつけてください。

「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」が58.1%、「保育サービスの充実」が54.3%、「子育てに伴う経済的支援の充実」が53.3%となっています。

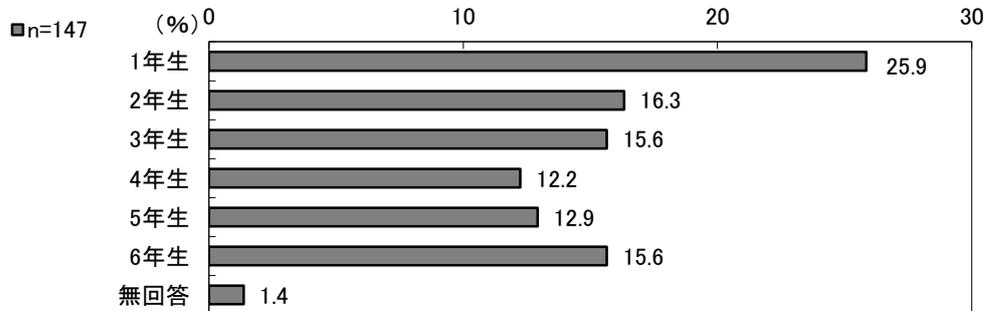


### 3 小学生調査結果

#### 1 子どもの学年

問1 お子さんは何年生ですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

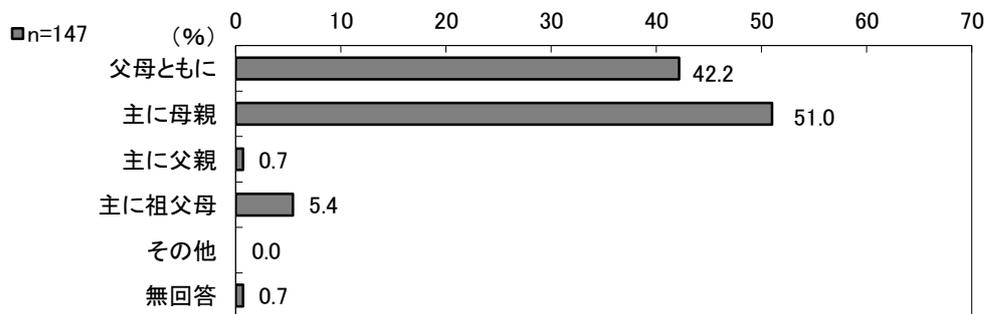
「1年生」は25.9%、「2年生」は16.3%、「3年生」は15.6%、「4年生」は12.2%、「5年生」は12.9%、「6年生」は15.6%となっています。



#### 2 主に子どもの世話をしている人

問4 お子さんの身の回りの世話を主にしている方として当てはまる番号1つに○をつけてください。続柄は、お子さんからみた関係です。

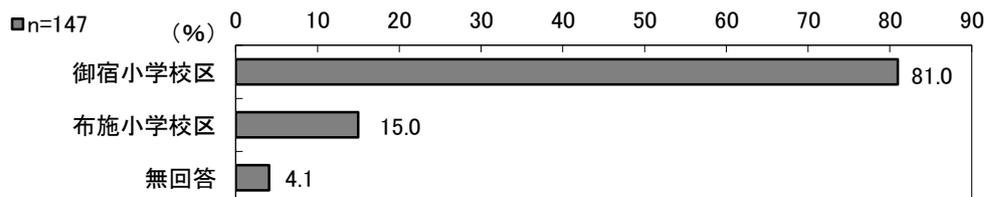
「主に母親」が51.0%、「父母ともに」が42.2%となっています。



#### 3 居住地区

問5 お住まいの地区として当てはまる番号1つに○をつけてください。

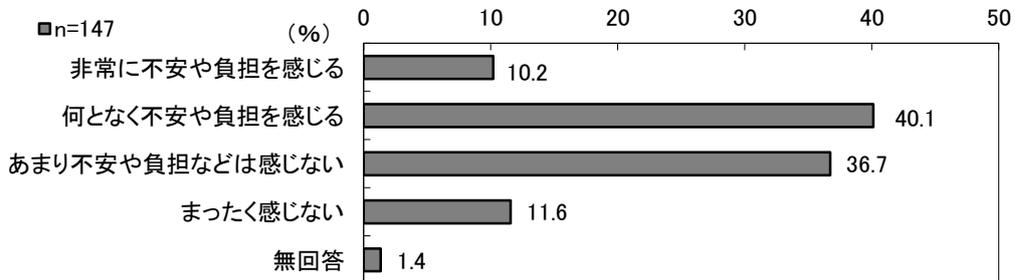
「御宿小学校区」が81.0%、「布施小学校区」が15.0%となっています。



#### 4 子育ての不安感や負担感

問6 子育てに関して不安感や負担感などをお感じですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

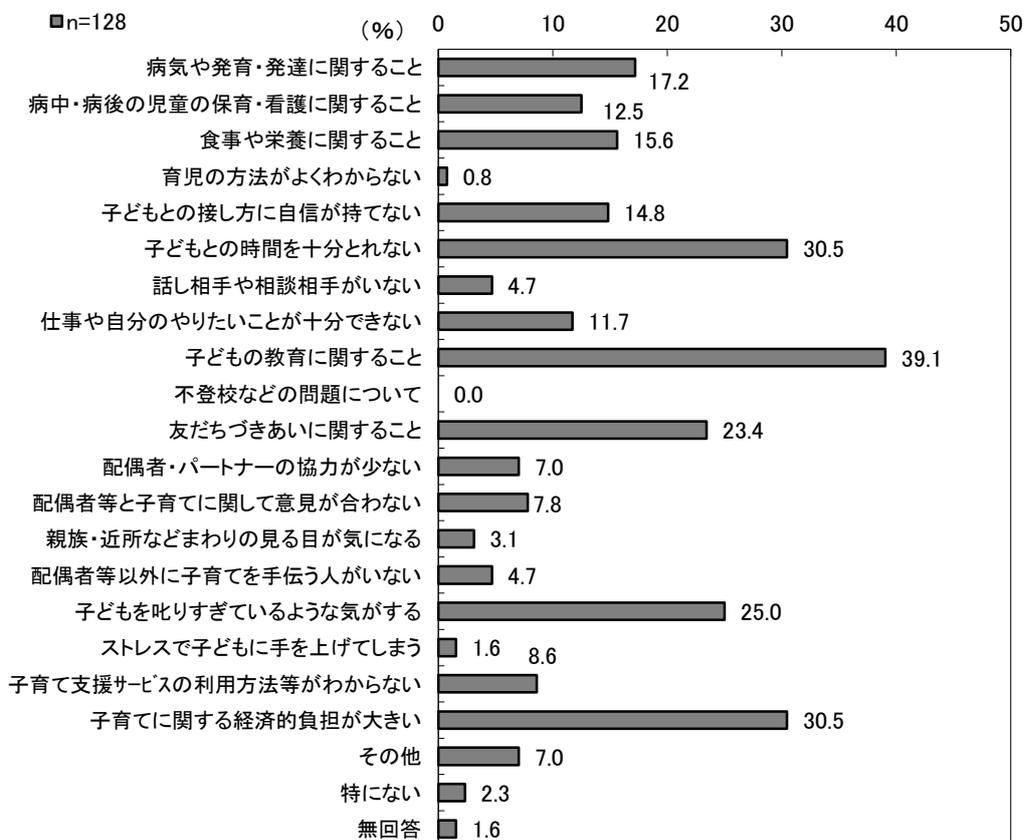
「何となく不安や負担を感じる」が40.1%、「あまり不安や負担などは感じない」が36.7%となっています。



#### 5 子育てに関して日常悩んでいること

問7 問6で「1. 非常に不安や負担を感じる」、「2. 何となく不安や負担を感じる」、「3. あまり不安や負担などは感じない」と答えた方にうかがいます。子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。当てはまる番号5つまで○をつけてください。

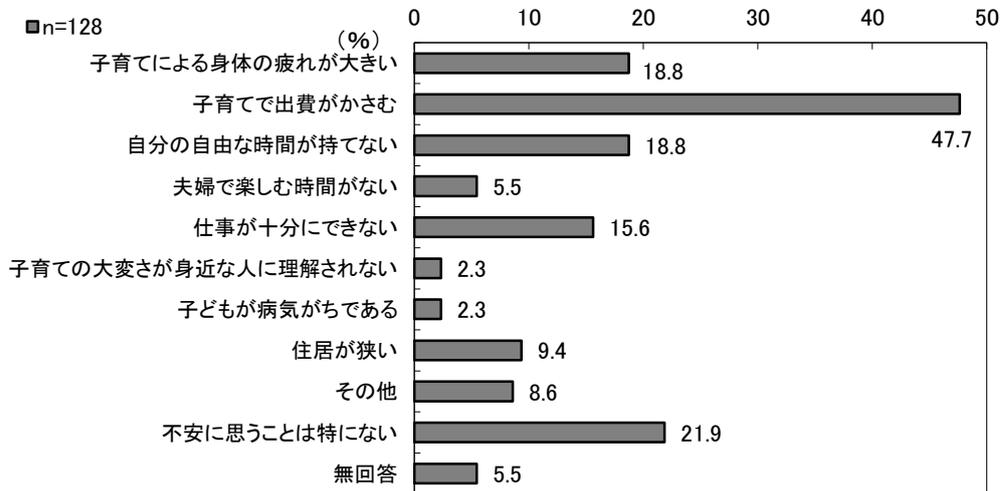
「子どもの教育に関すること」が39.1%、「子どもとの時間を十分とれない」、「子育てに関する経済的負担が大きい」がそれぞれ30.5%となっています。



## 6 子育てをする上で特に不安に思っていることや悩んでいること

問8 問6で「1. 非常に不安や負担を感じる」、「2. 何となく不安や負担を感じる」、「3. あまり不安や負担などは感じない」と答えた方にうかがいます。子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることはどんなことですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

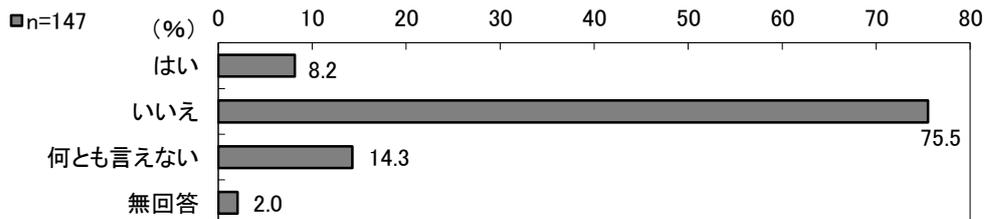
「子育てで出費がかさむ」が47.7%を占めています。



## 7 子どもの虐待を疑うことはあるか

問9 子どもを虐待しているのではないかと思うことがありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

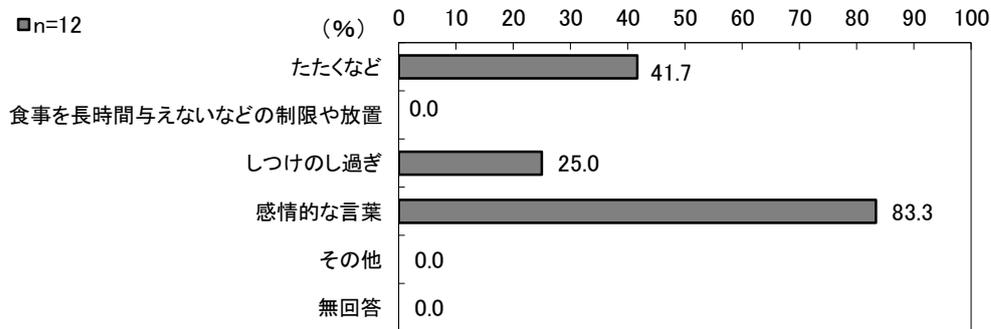
「はい」が8.2%、「いいえ」が75.5%、「何とも言えない」が14.3%となっています。



## 8 虐待だと思うこと

問9-1 問9で「1. はい」と答えた方にうかがいます。それはどのようなことですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

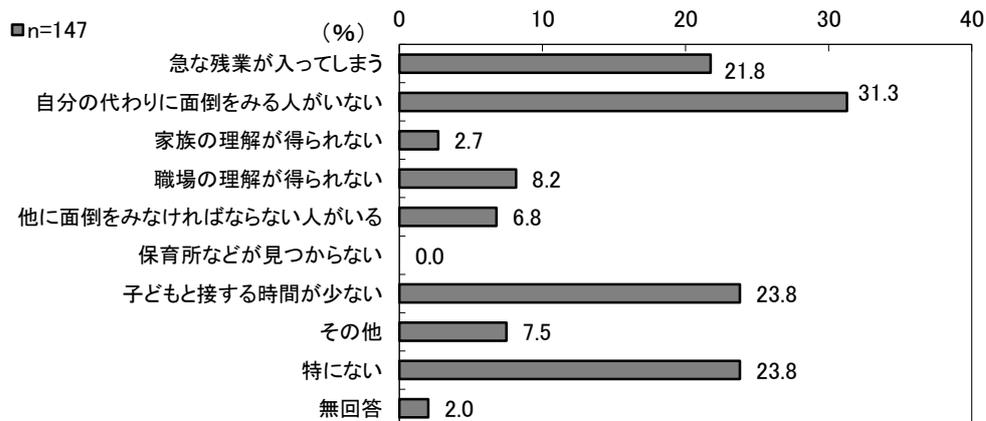
「感情的な言葉」が83.3%、「たたくなど」が41.7%となっています。



## 9 仕事と子育てを両立させる上で大変と感じること

問10 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことですか。当てはまる番号2つまで○をつけてください。

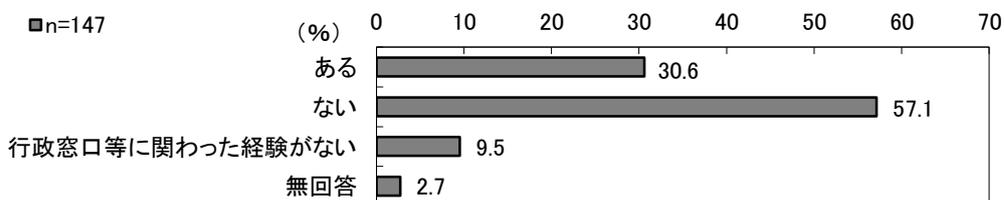
「自分の代わりに面倒を見る人がいない」が31.3%、「子どもと接する時間が少ない」、「特にない」がそれぞれ23.8%となっています。



## 10 行政窓口や公的施設の担当者の対応への不満

問16 出産・育児に関する行政窓口や公的施設（保健所など）の担当者の対応について、不満に思ったことはありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

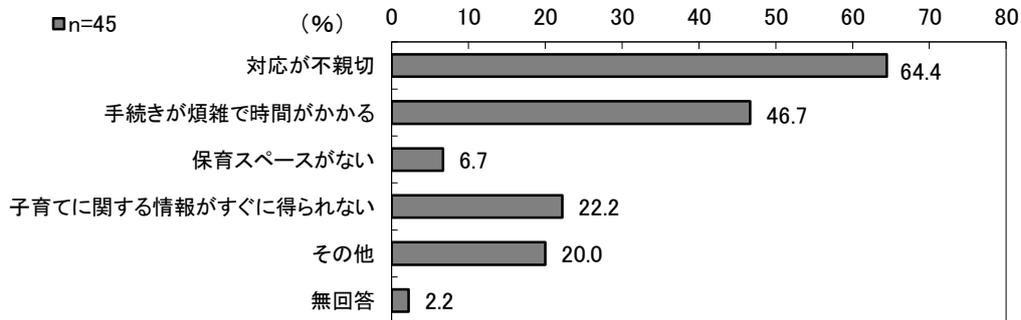
「ある」が30.6%、「ない」が57.1%、「行政窓口等に関わった経験がない」が9.5%となっています。



## 11 不満に感じた点

問17 問16で「1. ある」と答えた方にうかがいます。どのような点に不満を感じましたか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

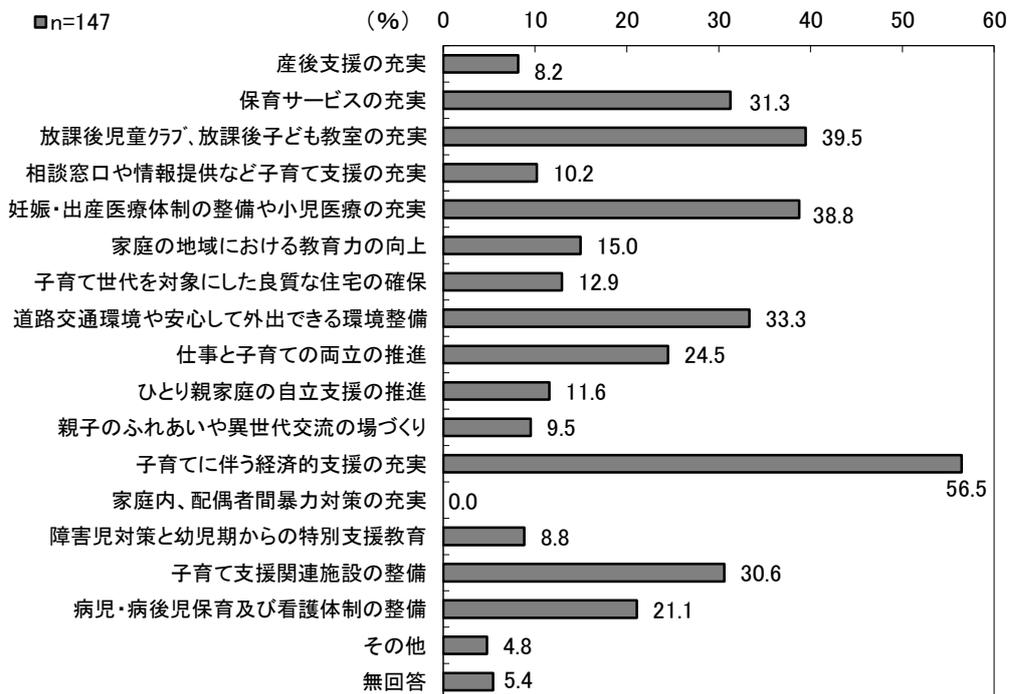
「対応が不親切」が64.4%、「手続きが煩雑で時間がかかる」が46.7%となっています。



## 12 町が重点的に取り組む必要が高い施策

問23 子育て支援の環境づくりに対する施策について、町が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思えますか。当てはまるもの5つまで○をつけてください。

「子育てに伴う経済的支援の充実」が56.5%、「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」が39.5%、「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」が38.8%となっています。



## 4 御宿町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、御宿町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の事務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「

|                 |    |        |
|-----------------|----|--------|
| 御宿町指定管理者選定委員会委員 | 日額 | 2,900円 |
|-----------------|----|--------|

」を

「

|                 |    |        |
|-----------------|----|--------|
| 御宿町指定管理者選定委員会委員 | 日額 | 2,900円 |
| 子ども・子育て会議委員長    | 日額 | 3,000円 |
| 同委員             | 日額 | 2,900円 |

」

に改める。

## 5 御宿町子ども・子育て会議委員名簿

|   | 氏名     | 所属等                  | 選出区分              |
|---|--------|----------------------|-------------------|
| 1 | ◎江澤 勝昌 |                      | 学識経験を有する者         |
| 2 | ○堀江 秀一 | 町内校長会会長<br>(御宿中学校校長) | 教育関係者             |
| 3 | 神定 美智子 | 主任児童委員               | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 4 | 竹内 洋子  | 家庭教育指導員              | 子育て支援に関する事業に従事する者 |
| 5 | 長谷川 寿行 | 御宿町 PTA 連絡協議会        | 子どもの保護者           |
| 6 | 藤江 知美  | 保育所保護者の会             | 子どもの保護者           |
| 7 | 中島 展   |                      | 公募の町民（事業者）        |
| 8 | 西巻 理子  |                      | 公募の町民（労働者）        |
| 9 | 三上 清美  | 岩和田保育所               | 保育関係者             |

◎=会長

○=副会長

## 御宿町次世代育成支援行動計画

### 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成27年3月

発行：御宿町

編集：御宿町保健福祉課

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地

TEL:0470-68-6716

FAX:0470-68-7182

H P : <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>